厳律シトー修道会

会憲と規定

【修道士·修道女対照版】

2013 年以降-2016 年版

目 次

前	文	•••••		6
厳	律シトー	-修道	会•会憲	8
第	1部	シト	ー会の遺産	8
	会憲第1	条	厳律シトー修道会の伝統	8
	会憲第2	条	本修道会の性格と目的	8
	会憲第3	条	本修道会の精神	9
	会憲第4	条	本修道会の特性	10
第	2部	神の	家:隠世修道院	12
	会憲第5	条	地方共同体	12
	会憲第6	条	共同体の構成	13
5	第1章	シトー	-会の生活様式	14
	会憲第7	'条	規則順守	14
	会憲第8	条	隠世修道士の奉献	14
	会憲第9	条	修道院への定住	15
	会憲第 1	0条	隠世修道院生活への忠実	15
	会憲第 1	1条	従順	15
	会憲第 1	2条	修道服	15
	会憲第 1	3条	隠世修道院生活	16
	会憲第 1	4条	共同体における一致と多様性	19

会憲第 15 条	神との和解、および兄弟との和解	19
会憲第 16 条	兄弟たちの積極的参与	20
会憲第17条	典礼生活	21
会憲第 18 条	聖体祭儀の挙行	
会憲第 19条	神の業	22
会憲第20条	神への思い	24
会憲第21条	レクチオ・ディヴィナ	24
会憲第22条	心を神に向けること	25
会憲第23条	夜間の祈り	25
会憲第24条	沈黙	25
会憲第25条	隠世共住修道院生活の修業	26
会憲第26条	労働	26
会憲第27条	単純な生活	27
会憲第28条	大斎	27
会憲第29条	世からの出離	28
会憲第30条	来客の受け入れ	30
会憲第31条	隠世修道者の使徒職	31
会憲第32条	聖職位階との関係	32
第2章 権威を	持つ者の奉仕	32
会憲第33条	修道院長の役務	32
会憲第34条	修道院長による統治	34
会憲第35条	職務に就く兄弟たち	35
会憲第36条	兄弟たちへの諮問	35
会憲第37条	修道院集会	38
会憲第38条	修道院長の顧問会	40
会憲第39条	修道院長選挙	43

第3章 財産管理	会憲第	40条		辞任	47
会憲第 41 条 修道院の財産 56 会憲第 42 条 法人 56 会憲第 43 条 通常管理 55 会憲第 44 条 特別管理行為 52 第 4章 養 成 56 会憲第 45 条 養成過程 56 会憲第 46 条 入会許可 56 会憲第 47 条 修練長 57 会憲第 48 条 修練期への許可 57 会憲第 49 条 修練の期間 58 会憲第 50 条 修練の期間 58 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 58 会憲第 52 条 有期誓願 50 条 成式誓願宣立許可 66 会憲第 55 条 财産の放棄 66 会憲第 55 条 以階される修道士/男、誓願文/女 62 会憲第 58 条 生涯養成 66 经 会憲第 58 条 生涯養成 66 经 会憲第 58 条 有物配慮 66 经 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 6					
会憲第 42 条 法人	第3章	財産	管理	里	50
会憲第 43 条 通常管理 55 会憲第 44 条 特別管理行為 52 第 4章 養 成 54 会憲第 45 条 養成過程 55 会憲第 46 条 入会許可 55 会憲第 47 条 修練長 55 会憲第 48 条 修練期への許可 55 会憲第 49 条 修練者の養成 55 会憲第 50 条 修練の期間 55 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 55 会憲第 52 条 有期誓願宣立許可 55 会憲第 53 条 有期誓願宣立許可 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 59 条 司牧的配慮 64 64 65 第 59 条 司牧的配慮 64 64 65 86 65 64 65 65 64 65 65 64 65 65 64 65 65 64 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	会憲第	41条		修道院の財産	50
会憲第 44 条 特別管理行為 52 第 4章 養 成 54 会憲第 45 条 養成過程 55 会憲第 46 条 入会許可 55 会憲第 47 条 修練長 57 会憲第 48 条 修練期への許可 57 会憲第 49 条 修練者の養成 57 会憲第 50 条 修練の期間 58 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 58 会憲第 52 条 有期誓願 59 会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64	会憲第	42条		法人	50
第4章 養 成 54 会憲第 45 条 養成過程 54 会憲第 46 条 入会許可 55 会憲第 47 条 修練長 57 会憲第 48 条 修練期への許可 57 会憲第 49 条 修練者の養成 57 会憲第 50 条 修練の期間 58 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 58 会憲第 52 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士/男、誓願文/女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64	会憲第	43条		通常管理	51
会憲第 45 条 養成過程 54 会憲第 46 条 入会許可 55 会憲第 47 条 修練長 57 会憲第 48 条 修練期への許可 57 会憲第 49 条 修練者の養成 57 会憲第 50 条 修練の期間 58 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 58 会憲第 52 条 有期誓願 58 会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5 章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 65 64 64 65 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 65 64 65 65 64 64 65 64 65 64 65 64 65 64 65 65 64 65 65 64 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	会憲第	44条		特別管理行為	52
会憲第 45 条 養成過程 54 会憲第 46 条 入会許可 55 会憲第 47 条 修練長 57 会憲第 48 条 修練期への許可 57 会憲第 49 条 修練者の養成 57 会憲第 50 条 修練の期間 58 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 58 会憲第 52 条 有期誓願 58 会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5 章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 65 64 64 65 65 64 64 65 64 64 65 64 64 65 65 64 65 65 64 64 65 64 65 64 65 64 65 64 65 65 64 65 65 64 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	kike a t e	عبد	. B		
会憲第 46 条 入会許可					
会憲第 47 条 修練長					
会憲第 48 条 修練期への許可	会憲第	46条		入会許可	55
会憲第 49 条 修練者の養成 57 会憲第 50 条 修練の期間 58 会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 59 会憲第 52 条 有期誓願 20 許可 59 会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5 章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64	会憲第	47条			
会憲第 50 条 修練の期間	会憲第	48条		修練期への許可	57
会憲第 51 条 有期誓願宣立許可 59 会憲第 52 条 有期誓願 59 会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64	会憲第	49条		修練者の養成	57
会憲第 52 条 有期誓願	会憲第	50条		修練の期間	58
会憲第 53 条 有期誓願者の養成 60 会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可 60 会憲第 55 条 財産の放棄 61 会憲第 56 条 盛式誓願宣立 61 会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、誓願文 / 女 62 会憲第 58 条 生涯養成 63 年 58 条 生涯養成 63 年 59 条 司牧的配慮 64	会憲第	51条		有期誓願宣立許可	59
会憲第 54 条	会憲第	52条		有期誓願	59
会憲第 55 条 財産の放棄	会憲第	53条		有期誓願者の養成	60
会憲第 56 条	会憲第	54条		盛式誓願宣立許可	60
会憲第 57 条 叙階される修道士 / 男、 誓願文 / 女62 会憲第 58 条 生涯養成	会憲第	55条		財産の放棄	61
会憲第 58 条 生涯養成 63 第 5 章 共同体からの離脱と修道院の廃止 64 会憲第 59 条 司牧的配慮 64	会憲第	56条		盛式誓願宣立	61
第5章 共同体からの離脱と修道院の廃止	会憲第	57条		叙階される修道士/男、 誓願文/女	62
会憲第 59 条 司牧的配慮	会憲第	58条		生涯養成	63
会憲第 59 条 司牧的配慮	第5章	共同	1休分	からの離脱と修道院の廃止	64
会憲第60条 本修道会内の他修道院への転属65					

会憲第	61条	他の会への転属	66
会憲第	62条	禁域法免除	66
会憲第	63条	有期誓願者の退会	67
会憲第	64条	盛式誓願者の退会	67
会憲第	65条	除名	68
会憲第	66条	修道院への再入会	68
会憲第	67条	修道院の廃止	68
第6章	創	<u></u>	70
会憲第	68条	創立	70
会憲第	69条	創立された修道院への配慮	71
会憲第	70条	地方文化への適応	72
第3部	厳律	シトー修道会	73
会憲第	71条	一致の絆	73
会憲第	72条	厳律シトー修道会の修道士と修道女	73
第1章	母院=	=子院制	74
会憲第	73条	母院=子院制の性格	74
会憲第	74条	母院長	75
会憲第	75条	規定の視察	78
会憲第	76条	女子修道院付司祭	80
第2章	上長和	皆の種々の集会	81
会憲第	77条	総会	81
会憲第	78条	総会の参加者	83
会憲第	79条	総会の権限	84

会憲第8	80条	中央委員会	86
会憲第8	81条	地方協議会	89
第3章	総長の信	£務	90
会憲第8	82条	総長	90
会憲第8	33条	総長選挙	92
会憲第8	84条	総長顧問会	93
会憲第8	85条	シトー修道院の大修道院長	99
会憲第8	86条	聖霊の喜びをもって	100

1

モレームの聖ロベルト、聖アルベリコ、聖ステファノ・ハーディング諸修道院長が、1098年に、我々すべての者の母であるシトー新修道院を創設し、またシトー修道会を創立したとき、ベネディクトの伝統に特殊な形態を与えた。1125年頃、上記の聖ステファノは、シトー修道院の直属の子院として「タール」と一般に呼ばれる女子修道院を創設し、これをシトー修道院長の司牧的配慮にゆだねた。「小創立史」と「愛の憲章」は、創立者たちの召命と神から受けた使命を表しており、教会は、権威をもって、当時においても、現代においてもその使命を確認している。クレルボーの聖ベルナルドならびに他の人びとの影響の下に、この改革の理想は波及し、シトー会の生活様式に従う男子と女子の諸修道院が西ヨーロッパ世界の境界をも超えて設立されるにいたった。この草創の時代に、助修道士ならびに助修道女が本修道会に受け入れられた。無数の修道士・修道女の生活と労働によって堅固な霊的遺産が興され、著作物や典礼音楽、建築、芸術、また土地の巧みな利用法のうちに表されている。

2

本修道会の修道士・修道女は、厳律派と呼ばれる運動に多くを負っていることを認識している。厳律派は、動乱の時代に、シトー会の遺産のある面を力強く擁護し、ド・ランセの労苦とドン・オーグスタン・ド・レストランジュの先導を通してその面を後代に伝えた。ラ・バルサントから派出した三修族が1892年に合併し、独立した一修道会、すなわち、ラ・トラップの聖母改革シトー修道会を形成し、現在では厳律シトー修道会と呼ばれている。

真実の隠世共住修道院生活への望みは、世紀を通して、さまざまな方法で働きかけ、今日もなお、本修道会の修道士・修道女に生活を刷新するよう促し続けている。第2バチカン公会議の決定に従い、彼らは、自分たちの源泉への一層深い理解に達しようと、また同時に、現代における神の働きかけに一層忠実であろうと努力している。総会は、1969年に「シトー会の生活についての宣言」と「一致と多様性についての規定」によって、自分たちにとり福音の解釈と見なされている聖ベネディクトの戒律に本修道会が組するものであることを再確認した。また、世界の変動した諸状況の中で戒律を忠実に実践するための諸指針を与え、その道を開いた。こうして総会は、これらの諸文書のうちで、シトー会の生活様式を構成する戒律の意義ならびに基本的な規則順守と、各地方の状況に応じて変更できる特殊性とを区別した。

4

ここに集成された会憲諸条項と諸規定は、ここ数年来の刷新の経験の成果である。この集大成が、本修道会にとり第2バチカン公会議の精神に従って自己の目的に到達するため、また本修道会が教会と世界の中で有している固有の任務を遂行するのにますます適したものとなるための効果的な道具であるよう望まれる。

¹ 「ペルフェクテ・カリターティス」2,a、「聖ベネディクトの戒律」序 21。

厳律シトー修道会・会憲

第1部 シトー会の遺産

会憲第1条 厳律シトー修道会の伝統

厳律シトー修道会は、ヌルシアの聖ベネディクトの「修道院戒律」の中で叙述されている、福音的生活に関する隠世共住修道院の伝統の中にその起源を有している。シトーの創立者たちは、この伝統に特殊な形態を与え、このいくつかの面は厳律派の諸修道院によって力強く擁護された。1892年、厳律派の三修族が合併して、現在では厳律シトー修道会と呼ばれている、独立した一修道会を形成した。

会憲第2条 本修道会の性格と目的

本修道会は、全面的に観想に向けられている隠世共住修道院生活の会である。この理由により、修道士たちは、隠世共住修道院の禁域の中で、聖ベネディクトの戒律に従い、隠棲と沈黙、熱心な祈りと喜びをもって行なう償いの業によって、神への賛美に自己を奉献する。また会憲の規定する様式に従って、隠世共住修道院生活を営みながら、謙虚で気高い奉仕を神にささげる。

会憲第3条 本修道会の精神

1

シトー会の生活様式は共修生活である。シトー会の修道士たちは、兄弟愛の学舎である堅固な共同体の中で、戒律と修道院長のもとに神を捜し求め、キリストに従う。すべての兄弟の心は一つ、精神も一つなので、一切のものを共有する。相互に重荷を担うことによってキリストの掟を全うし、またキリストの苦難に参与することによって天の国に入ることを希望する。

2

修道院は主に奉仕する学舎であり、典礼、修道院長の教え、兄弟的生活を通して、兄弟たちの心の中にキリストが形造られる。修道士たちは、神のみことばを通して、心と行いを律するすべを教えられ、聖霊に従いつつ、心の純潔と神の現存の絶え間ない意識に達することができるようになる。

3

修道士たちは、かつて、砂漠で霊的戦いをするため神に召された人たちの跡に従う。天に本国を有する者として、世の生き方から離れる。隠棲と沈黙のうちに生活し、英知を生み出すこの内的な静けさを熱望する。キリストに従うために自己を放棄し、傲慢と罪の反逆に対しては謙遜と従順をもって戦う。慎ましさと労働によって、貧しい人びとに約束されている至福を求める。キリストから受ける平和と希望を、手厚いもてなしによって、共に旅する兄弟たちと分かち合う。

4

修道院は、教会秘義を表している。父の栄光の賛美に何物も優先させず、最高の掟である福音に沿ったものであるよう全力を尽くすことにより、共同体は、いかなる霊的たまものにも欠けることがない。修道士たちは、神の民全体との交わりのうちにとどまるよう、また全キリスト者の一致への積極的な待望を分かち合うよう努める。隠世共住修道院生活への忠実と、本修道会固有の隠れた使徒的実りによって、神の民と全人類に奉仕する。本修道会の各聖堂とすべての修道士は、信仰、愛、キリストとの完全な一致の面で教会の母であり、かたどりである幸いなおとめマリアに奉献されている。

5

修道院の機構はすべて、修道士たちをキリストとの緊密な一致へ向かわせることを目指している。主イエスへの各修道士の深い愛情においてのみ、シトー会の召命の特殊な恵みが成長できるからである。兄弟たちは、この労苦に満ちた慎ましい隠れた生活の中に堅忍し、キリストに優先するものが何もなくなったときにのみ、そこに喜びを見いだすことができるであろう。このキリストがすべての人を永遠の生命へ導かれるのである。

会憲第4条 本修道会の特性

1

世界に広がる本修道会の諸共同体は、愛の絆によって、一致のうちに 結束している。この交わりから生じる互いの結びあいを通して、共通 の遺産をより深く理解し、それを一層効果的に表すよう助け合い、種々 の困難においても、相互に励まし、支え合うことが可能となる。 2

この交わりは、「愛の憲章」に従って、本修道会の統治においては法的 形態を取る。会憲の諸規範はこの「愛の憲章」を解釈するものである。 男子修道院長たちと女子修道院長たちは、総会に参集し、神的事柄に ついても人的事柄についても、本修道会の全共同体のために共同の配 慮を示す。この司牧的配慮は、伝統に従い、母院=子院制、規定の視察、 総会などの諸制度を通して行使される。さらに、対話、協力、相互援 助の他の諸機関が新たに設置され、これらにより修道会全体の交わり は促進され、創立者たちの意図が現代の諸条件に実際に適用されてい る。

3

「愛の憲章」に従って、厳律シトー修道会会員は、一つの愛、一つの戒律、同様な生活を生きるべきである。各共同体は他の諸共同体と対話を重ねながら、その設置されている特殊状況を考慮したうえ、本修道会の遺産を固有の文化の中で力強く表現するための道を見いだす務めを有している。しかし、総会によって定められた諸規範は常に守られる。

第2部

神の家:隠世共住修道院

会憲第5条 地方共同体

神の呼びかけによって共に集められて、兄弟たちは、教会すなわち、 隠世共住修道院共同体を形成する。この共同体は、本修道会の構成単 位である。

規定 5.A

a.

共同体の伝統的な形態とは大修道院としての自治形態である。 そのように宣言されるためには、「創立の規定」(第 15 項)に よって定められた諸条件を満たさねばならない。こうして隠世 修道院的規則順守が聖ベネディクトの戒律とシトー会の伝統、 および現行会憲に沿って十全に実現される。

b.

これらの諸条件が満たされていない場合、「創立の規定」(第 15 項) に定められた基準に共同体が合致しているなら、その共同体は場合に応じて、正式修道院もしくは準正式修道院である。準正式修道院は創立母院共同体から、人員面においても物的面においても援助を受ける権利を享受し続ける。

C.

新設修道院は創立母院共同体に属し自治形態ではない。その上 長には創立母院共同体の上長がとどまる。準正式修道院から正 式修道院の序列への移行、もしくは、正式修道院から大修道院 の序列への移行など自治に達する条件は、「創立の規定」(第 15項)によって定められている。

規定 5.B

別段の記載がない限り、以下の会憲条項において地方共同体に ついて言及される事柄は、大修道院、正式修道院、準正式修道 院および新設修道院に対し法的平等性をもって適用される。

会憲第6条 共同体の構成

共同体を構成するのは、当該共同体で誓願を宣立した者、修練者修の ために共同体の中に受け入れられた者、ならびに献身者である。

規定 6.A/男

上記の誓願宣立者の中には、上記の誓願宣立者の中には、 1965 年発布の「共同体単一 以下の者が含まれている。 化の教令」以前に立誓願した 助修道士も含まれている。助 修道士は、既得した権利を無 傷に保つが、すべての点で他 の兄弟と等しい者である。

規定6.A/女

a.

1965 年発布の「共同体単 一化の教令」以前に立誓願 した助修道女。

b.

外部修道女。

規定 6.B

献身者は、総会によって発布された「献身者についての規定」と、 各地方の習慣に従って、共同体の生活に参与する。

規定 6. C

本修道会の他の修道院からの出身で長期滞在中の兄弟たちは共 同体生活に参与するが、修道院集会に関する事柄については除 かれる。

規定 6. D

各共同体は自己の身分と構成を当該国の市民法に則り、賢明に 定義することができる。

第1章 シトー会の生活様式

会憲第7条 規則順守

厳律シトー修道会の生活様式は、神に奉献された生活であり、兄弟的一致、隠棲と沈黙、祈りと労働、生活の規律のうちに表される。この生活様式は、隠れた使徒的豊かさによってキリストの神秘体を成長させる。

会憲第8条 隠世修道士の奉献

隠世修道誓願を宣立することによって(教会法第654条参照)、兄弟は神に奉献され、その兄弟を受け入れる隠世修道院共同体に加えられる。同時に、洗礼と堅信の秘跡を通して受けた聖別[の恵み]が刷新され、強化される。兄弟は忠実な定住と死の時までの喜びに満ちた従順によって、生活の真の回心に励むことを誓う。

会憲第9条 修道院への定住

自己の共同体への定住の誓願によって、兄弟は、この場所と兄弟たちの集まりへ召してくださった神の摂理に信頼しつつ、ここにおいて霊的技術の諸要具を常に使用する義務を負う。

会憲第 10 条 隠世共住修道院生活への忠実

絶え間ない回心の誓願によって、兄弟は、純一な心で、福音の導きに従って神を求め、シトー会の規律に生きることを約束する。何物をも自分のために保留せず、自分の身体さえも思い通りにすることなく、財産の取得と所有の資格さえも放棄する。また、天の国のために、独身による完全な貞潔を誓う。

会憲第 11 条 従順

従順の誓願によって、兄弟は、戒律と修道院長のもとに生活することを熱望し、正当な上長が会憲の諸箇条に従って命じるすべての事柄を遂行することを約束する。このように、自己の意志を放棄することによって、死に至るまで従う者となられたキリストの模範にならい、主に奉仕する学舎に自身を委ねる。

会憲第 12 条 修道服

シトー特有の修道服は白色のククラである。それは盛式修道誓願宣立 の日に与えられる。ククラは、修道士の奉献のしるしであり、修道会 全体の一致を表している。

規定 12. A / 男

その上、伝統に従って白色の チュニック、黒色のスカプラ 各地方の状況に適応すること ができる。

規定 12. B / 男

有期誓願者と修練者はククラ である。

規定 12. A / 女

その上、伝統に従って白色の チュニック、黒色のスカプラ リオ、および皮帯を用いるが、リオとベール、および皮帯を 用いるが、各地方の状況に適 応することができる。

規定 12. B / 女

有期誓願者と修練女はククラ の代わりにカッパを着用する。の代わりにカッパおよび白色 修練者のスカプラリオは白色 のベールを着用する。修練女 のスカプラリオは白色である。

1

修道士は自己の修道院で共住生活を営む。共住生活の掟とは、神の愛 のうちにおける霊の一致、すべての兄弟への、相互の、また絶え間な い愛のうちにおける平和の絆、あらゆる物を共有することによる交わ りである。

規定 13.1. A

共同の食卓は兄弟的一致を表し、堅固なものにする。したがっ て正当な理由がない限り、全員は共に食卓につく。

規定 13.1. B / 男

修道院長はその地方の習慣に修道院長はその地方の習慣に

規定 13.1. B / 女

個室が与えられるところでは、個室が与えられるところでは、

即した使用法を定める。その 場合、個室は、兄弟たちの読書と祈りに益し、また個人の 尊厳を尊重するものでなければならない。共同体生活を損なうことなく、慎ましく、かつシトー的な単純さに適合したものであるべきである。修 道院長は、個室を訪れることができる。

即した使用法を定める。その場合、個室は、共同体生活を損なうことなく、慎ましく、かつシトー的な単純さに適合したものであるべきである。修道院長は、個室を訪れることができる。

2

兄弟たちは相互の弱さを最大の忍耐を持って忍び、謙遜に奉仕し合う。 祈り、または他の適切な手段によって、虚弱な者、心の動揺している者、 病者を援助する。病床にある者、ならびに高齢に達した者や死に臨ん でいる者を、愛情といたわりに満ちた心遣いで包むようにする。

規定 13.2. A

修道院長は、病者と高齢者が真にキリストであるかのように、 心からまた愛情深く世話されるよう最大の配慮をする。可能な らば病者の塗油は、兄弟たちの参列のもとに授けられる。

3/ 男

修道士は、修道院長の許可な しには、修道院を離れるこ とはできない。不在が長期に

3/女

修道女は、修道院長および母 院長もしくは司教の同意なし には修道院を離れることはで わたる場合には、修道院長は 顧問会の同意と正当な理由に よって、当該修道士に修道院 外で居住するする許可を与え ることができる。しかしなが ら、病気の治療や勉学の理由、 または例外として隠遁生活を 行なう場合を除いて、一年以 上の不在になってはならない。

規定 13.3. A / 男

きない。不在が長期にわたる 場合には、隠世修道女の禁域 に関して聖座から与えられた 規定に従う。

4/女

修道院長は、顧問会の意見を 聴いたうえ、母院長もしくは 司教の同意によって、特別な 場合、姉妹に修道院の禁域内 で隠遁生活を行なう許可を与 えることができる。隠遁者は 修道院長の権限のもとにとど まる。

会憲第 14 条 共同体における一致と多様性

1

共同体はキリストにおいて一つのからだを形成する。各兄弟は神の多様な恵みによって受けた霊的たまものを分かち合うことにより、兄弟愛の建設に大いに寄与する。

2

シトー会の生活様式の本質は、神の業、祈り、レクチオ・ディヴィナ、 労働の間を、均衡を保ちつつ交互に移行していくことにある。これは各 自の適性、養成、年齢に即して行なわれる。修道院長は、一人一人の兄 弟がシトー会の召命のうちに成長できるよう万事を識別し、配慮する。

会憲第15条 神との和解、および兄弟との和解

1

共同体はキリストにおいて一つのからだを形成する。各兄弟は神の多様な恵みによって受けた霊的たまものを分かち合うことにより、兄弟愛の 建設に大いに寄与する。

規定 15.1. A

兄弟たちは、福音の精神に従い、謙遜で節度ある矯正によって 助け合う。共同体はこれを実行するための適切な方法を定める。

2/男

兄弟たちは毎日祈りの中で神 に罪を告白し、また度々ゆる しの秘跡に近づく。

2/女

姉妹たちは毎日祈りの中で神に罪を告白し、また度々ゆるしの秘跡に近づく。修道院長は、[姉妹たちが] この秘跡に容易に近づけるようにする。

規定 15.2.A

修道院長は共同回心式を適宜に取り計らうことができる。

会憲第 16 条 兄弟たちの積極的参与

1

兄弟たちは、共同体生活に全面的に参与する権利および義務を有する。 しかしながら、その参与には種々の方法がある。

2

それゆえ、すべての兄弟は相互に配慮し、協力し、従順するように召されている。したがって、一人の兄弟の善い熱誠は全員の益となるが、 悪い熱誠は害となることをわきまえたうえで、全員は共同体の霊的状態について心を配る。

3

修道院長は、神の像に創られた個人に対する尊重の念を持って兄弟た

ちを統治し、彼らの自発的従順を推進し、実務能力と知的能力を適切 に育成する。このようにして、兄弟たちが職責を果たすにあたっても、 また率先して物事に取り組む場合にも、積極的で責任ある従順をもっ て協力するように導く。しかしながら、なすべき事を決定し、かつ命 令する上長の権威は保たれる。

4

修道院長と役務者たちは、全体に関することを兄弟たちに知らせ、また兄弟たちの要望や提案を快く受け入れる。

会憲第 17 条 典礼生活

1

典礼祭儀において、共同体の霊的な目的が特に明確になり、隠世修道院生活への召命の深い意義と兄弟間の交わりが強化され、育まれる。 典礼祭儀の中で修道士は、毎日神のみことばを聞き、父なる神に賛美の犠牲をささげ、キリストの秘義に参与し、聖霊は聖化のわざを行なわれる。

規定 17.1.A

典礼は共同体が属する祭式で挙行される。各祭式に固有の特質に沿うが、シトー会の伝統と合致して執り行われ、総会によって承認された規範、および必要な場合には聖座による認証を受けた規範に従う。

2

典礼暦年の諸季節は兄弟たちの観想生活を養い富ませるのに大いに寄

与する。それは実に、共同体になされる養成と説教に非常に堅固な基礎を提供する。

3

復活秘義に捧げられた主日は、喜びの日、仕事を休む日である。このようにして兄弟たちは、より熱心に聖体祭儀に共にあずかり、レクチオ・ディヴィナと祈りに潜心するよう努める。

会憲第 18 条 聖体祭儀の挙行

聖体祭儀は、キリスト者の生活全体ならびにキリストにおける兄弟たちの交わりの源泉、かつ頂点である。それゆえ、共同体全体によって毎日挙行される。兄弟たちは、主の復活秘義にあずかることによって、相互に、また全教会とより緊密に一致する。

会憲第 19 条 神の業

1

神の業に何物も優先してはならない。それゆえ時課の典礼は共同体によって挙行される。すなわち、共同体は、神に賛美の犠牲をささげ、全世界の救いのために神にとりなしつつ、教会との一致のうちに、キリストの祭司職を全うするのである。

規定 19.1. A

神の業は一日を聖化するものであるから、シトー会の伝統とその地方の習慣に従って定められた、適切な時刻に執り行なわれ

る。

2

時課の典礼は、絶え間ない祈りの学舎であり、また隠世修道院生活様式の特に優れた要素である。神の業への熱心を兄弟たちの間に促進させるのは修道院長の任務である。

規定 19.2. A

[時課の典礼の]挙行は、共同体の精神の表われであり、かつ兄弟たちの全面的な参加を促すようなものであることが望ましい。

規定 19.2. B

修道院長は特別な場合、ある修道士の、歌隊での聖務に参与する方法を定めることができる。[修道院長は、] その兄弟と共に事柄を慎重に検討し、共同体の必要をも考慮した後にのみ定める。

規定 19.2. C

特例として、総長は自己の顧問会の同意を得たえうで、ある共同体に、一つあるいは二つの小時課を免除することができる。

3/男

やむなく歌隊に欠席した兄弟は、修道院長の指示と一般法の規定に従って、時課の義務を果たす。

3/女

やむなく歌隊に欠席した姉妹 は、修道院長の指示に従って、 時課の義務を果たす。

^{2 (}訳注)スペイン語版女子会憲のみ「地方の慣習に従って」が欠落している。

会憲第20条 神への思い

姉妹たちは、神への思いで常に心を満たすことにより、神の業を終日にわたって持続させる。それゆえ、修道院長は、読書と祈りに潜心する十分な時間が各修道女に与えられるよう心を配る。さらに、修道院の周囲の環境が沈黙と静寂にふさわしいものであるよう、全員が配慮する。

規定 20. A

すべての兄弟は、毎年少なくとも6日間の黙想をする。

会憲第 21 条 レクチオ・ディヴィナ

レクチオ・ディヴィナに絶えず励むことによって兄弟たちの神への信仰が深く養われる。レクチオ・ディヴィナは、隠世修道院生活の優れた修業であり、[修道士は] そこに神のみことばを聞き、深く思いめぐらす。それはまた、祈りの泉、心を開いて神と語り合う観想の学舎である。それゆえ、兄弟たちは、レクチオ・ディヴィナのために毎日適切な時間をとる。

規定 21. A

伝統は、レクチオ・ディヴィナが共同で行なわれることを高く 評価している。これは特に、四旬節の間に強く勧められる。

規定 21.B/ 女

レクチオ・ディヴィナを行なう 伝統的な場所は読書室である。

会憲第22条 心を神に向けること

修道士は、痛悔の心を抱き、熱い望みにかられて、日に幾度となく祈りに潜心する。地上に住みながらも、心は天上に引き上げられ、永遠の生命を心底より待ち望む。天に上げられた幸いなおとめ、この世を旅するすべての巡礼者のいのち、喜び、希望であるマリアが彼らの心から決して離れることがないように。

規定 22.A

修道院長は、兄弟たちが一定の時間を毎日、レクチオ・ディヴィナと祈りに充てるよう慎重に配慮する。

会憲第23条 夜間の祈り

夜明け前の時間は、本修道会の伝統に従い、キリストの再臨を謹み深く待ちながら、読書課、祈り、黙想を行なうことにより、この時刻に特にふさわしい方法で神にささげられる。

規定 23. A

兄弟たちの起床時刻は、読書課が夜間の祈りとしての性格を保 つように定められる。

会憲第 24 条 沈黙

沈黙は、本修道会の隠世修道院生活が持つ主要な価値の一つに数えられる。それは共同体における修道士の隠棲を確実なものとし、神への

思いと兄弟間の交わりを育み、聖霊の勧めに心を開かせて、心を神に向かわせ、そのみ前に一人で祈るように導く。したがって兄弟たちは、ことばと思いを保護する沈黙を常に守るように努める。とりわけ夜間においてはそうである。

規定 24. A

本修道会の伝統に従い、沈黙は、特に規定の場所、すなわち、聖堂、 回廊、食堂、読書室などでは順守される。談話時間は本修道会 の共同体では用いられない。

規定 24.B

会話に関するその他の諸規則、特に集会室ならびに個室におけるものについては、各共同体によって定められ、規定の視察の際に確認される。

会憲第 25 条 隠世修道院生活の修業

心の静けさは、沈黙によって育まれるが、同時にまた、純一な清い心が生み出すものである。したがって、修道士は、喜びに満ちた悔俊の精神のうちに、本修道会において用いられている諸手段、すなわち労働、隠れた生活、自発的清貧、節眠、大斎などを快く実行する。

会憲第 26 条 労働

労働、特に肉体労働は、神による世界創造と万物更新のわざに参与し、かつキリスト・イエスのみ跡に従って歩む機会を修道士たちに与える。 それゆえ労働は、シトー会の伝統の中で、常に特別な評価を受けている。 この厳しく、贖罪の労働は、兄弟たちのため、また他の人びと、特に 貧しい人びとの必要物を供給し、また社会で働く人びととの兄弟たち 自身の連帯を表している。同様に、豊かな実りをもたらす修業の機会 ともなり、各自の成熟と進歩に寄与し、身体と精神を健全に保ち、こ うして共同体全体の一致を大いに促進する。

規定 26. A

労働時間は、隠世修道院生活様式の要請と地域の諸必要に応じて決定される。兄弟たちは、少なくとも毎日4時間の労働に携わるが、通常は6時間を越えないものとする。

会憲第27条 単純な生活

純一な神との純一な交わりを求めたシトーの師父たちにならい、兄弟たちの生活様式は単純質素である。神の家においてはすべてが [隠世修道院] 生活様式にふさわしく整えられ、余剰物は何一つなく、単純さそのものがすべての人を教化することが望ましい。この単純さは、建造物、備品、食物、衣服において、さらに典礼祭儀にも、明白に反映されるべきである。

規定 27. A

修道院は、簡素な美で際立っていなければならない。兄弟たち はその環境を適切に保ち、自然の恵みを賢明に管理する。

会憲第28条 大斎

隠世修道院生活の大斎は、神のみ前における被造物の貧しい状態を表

わし、修道士の心に霊的望みを呼び起こし、また、飢えている群衆に 対するキリストの慈しみに参与させる。兄弟たちは、本修道会の慣習 と修道院長の指示に従って、四旬節の大斎、聖なる過越の大斎、なら びに他の時期の大斎を守る。

規定 28. A

灰の水曜日と聖金曜日の昼食には、兄弟たちはパンと水、もし くは、それに準ずるものを食する。

規定 28. B

伝統に従って、兄弟たちは、必要な場合を除き、常時肉食を控える。

規定 28. C

神の恵みに促されて、一層厳しい大斎を望む兄弟は、修道院長に申し出る。

会憲第29条 世からの出離

1

何物をもキリストの愛に優先しない人は、世の生き方から離れる。隠世修道院生活の伝統によれば、これには、ある程度の身体的な[世からの] 出離が含まれる。それゆえ修道院は、そこに居住する者の静寂と隠棲を完全に保護するように建てられる。

2/男

2/女

修道士たちが生活し労働する

修道女たちが生活し労働する

建造物は、厳格に修道士に留 保される。しかしながら、特 に聖堂内で神への礼拝が公に 捧げられる時には、信徒もそ こに立ち入ることができる。 修道院長は、顧問会の同意を 得て、厳格な禁域の境界を定 める。また、正当な理由に基 づいて、外部の者が禁域に立 ち入り、また修道士がそこか ら外出することを許可するの も修道院長の任務である。情 報伝達手段、すなわちラジオ、 テレビ、および雷話の使用に ついては慎重を期し、観想生 活特有の精神が確実に保護さ れる時のみに使用することが できる。修道士たちは、世か らの出離の規範について入念 な養成を受ける。これらの諸 原則の適用は、修道院長のみ ならず、兄弟たち全員の責務 である。

建造物は、受付と客舎を除き、 厳格な禁域法に服属する。し かしながら、特に聖堂内で神 への礼拝が公に捧げられる時 には、信徒もそこに立ち入る ことができる。

3/女

修道院長は、顧問会の同意を 得て、厳格な禁域の境界を定 める。

4/女

姉妹たちが禁域から外出する ことに関して、また外部の人 を禁域内に立ち入れることに 関しては、普遍法の諸規定が 守られる。

5/女

禁域の諸規則を適応し順守する責任は修道院長に帰属する。 すべての姉妹はこの諸規則の順守について、修道院長と共に配慮する。したがって、世からの出離のこの規範について、入念な養成を受ける

6/女

母院長は会憲第74条と第75条に従って、またもしくは地区裁治権者は禁域の順守について監督する。また規定の視察の際にもこれについて調査される「視察規定」第16.D項参照)。

7/女

修道院長は、外部の人たちが禁 域内に立ち入ることにより規 則的な生活が損なわれないよ う注意する。修道院長の同意 なしには、姉妹は誰も外部の 者と交際することはできない。

8/女

情報伝達手段の使用にあたっては、普遍法の諸規定が順守 される。

会憲第30条 来客の受け入れ

すべての修道院は、その場所と時に応じて、来客と貧しい人々をキリストご自身のように受け入れる伝統を保持する。兄弟たちは、神の摂理によって修道院を訪れる人々を親切に迎え入れ、尊敬を示す。しかし、この奉仕が修道院の静寂を損なってはならない。

規定 30. A

共同体は、一層深い祈りを求めて修道院を訪れる人々に、援助 を惜しまない。

規定 30. B

神の計らいにより、修道院は、信仰を共にする人々だけではなく、 すべての善意の人にとっても、聖なる場所として建てられる。

規定 30. C

共同体は、訪問者が神の業に参加する方法を取り決める。

規定 30. D

兄弟たちの親族は、隠世修道院生活の召命に合致する方法で手 厚くもてなされる。

会憲第 31 条 隠世修道者の使徒職

隠世修道院生活への忠実さは、神の国ならびに全人類の救いに対する 熱意と緊密に結ばれている。修道士たちは、この使徒的配慮を心に抱く。 しかしながら、彼らがキリストと教会の使命にあずかり、地方教会に 加入するのは、観想生活そのものによる。それゆえ、いかに活動的使 徒職の必要性が緊急であっても、種々の司牧的役務、あるいは修道院 外のその他の活動に助けを与えるよう求められることはない。

規定 31. A / 男

規定 31. A / 女

何らかの特別な状況において、何らかの特別な状況において、

司牧的援助が修道院に求められるとき、修道院長は、適切と判断するならばこの願いに応じ、適任で引き受ける準備のできている兄弟にこの奉仕を委ねる。

修道院の禁域内で、司牧的援助が求められるとき修道院長は、適当と判断するならばこの願いに応じ、適任で引き受ける準備のできている姉妹にこの奉仕を委ねる

会憲第32条 聖職位階との関係

修道士は、自分たちが属する地方教会、またその地の司教に尊敬と恭順を表明し、良好な関係を保つ。また、キリストの代理者である教皇に対しては、自分たちの最高の牧者として、また従順の誓願によっても、謙遜に従う。

第2章 権威を持つ者の奉仕

会憲第33条 修道院長の役務

1

修道院長は、兄弟たちの中から選ばれ、自己の権限を、教会の役務を通して神から受ける。修道院においては、キリストの代理を果たす者と信じられる。修道院長は、共同体全体の父として、物心両面において兄弟たちに奉仕する(教会法第596条第1項および第618条参照)。

2

修道院長は、自己に託された群れに司牧的配慮を示す。恐れられるよりも愛されるように努め、すべての兄弟にキリストの優しさと慈しみを示す。各自の気質に順応し、神に招かれた道を喜びのうちに邁進するよう兄弟たちを励ます。また、一人一人の兄弟のために神に熱心に祈る。

3

修道院長は、キリストの学舎の教師として、弟子である修道士たちが、 隠世修道院生活の伝統に忠実であるよう、心を配る。また神のみこと ばの糧とみずからの模範によって兄弟たちを養う。まず自分自身が、 聖書と教父たちの英知によって養われることをなおざりにしない。修 道院長は、すべての修道士が [修道院長と] 容易に対話をできるよう 備える。

規定 33.3. A

修道院長は、定まった日に共同体に講話をし、聖ベネディクト の戒律の解説を頻繁に行なう。

規定 33.3. B

兄弟たちは信頼をもって修道院長のもとに赴き、自己の心に浮かぶ考えを、自由に、かつ自発的に打ち明けることができる。 しかしながら、修道院長自身は、いかなる方法であろうとも、 良心を開陳するように仕向けてはならない。

4

修道院長は、賢明な医師として、みずからと他者の傷の手当てをし、

罪によって傷ついている者たちを、キリストのみ名によっていやすよう努める。自己に託された兄弟たちの中から誰も失うことのないよう深く心を配り、あらゆる最良の手段を講じなければならない。必要な場合には、霊性に長じた年長者の助けを求める。兄弟たちの弱さをいやすため、とりわけ全員の祈りを求める。

会憲第34条 修道院長による統治

1/男

修道院長は、上級上長であって、外的法廷においても、内的法廷においても、教会的統治権限を持つ。

1/女

女子修道院長は、教会法の規定に従って上級上長である。 聖ベネディクトの戒律の精神により、修道院においては、 物心両面において全面的な権利を有する。

規定 34.1. A

創立した修道院にまだ従属している修道院の上長は、受任権を 有し、再委任することができる。

規定 34.1.B

規定 39.2.B 所定の委任院長(アド・ヌートム)は、自治共同体の上級上長として固有の通常権を保持する。

規定 34.1.C/ 男

例外的な場合、母院長は委任 院長(アド・ヌートム)に対 して、その母院性の権限の行 使を委任するよう求めること ができる。

³ スペイン語版はこの後に規定 34.1.C と規定 34.1.D を男女共通の条項として記載しているが、フランス語版と英語版女子会憲には上記の二規定は存在しない。

2

大修道院長に関して言及される事柄は、別段の定めがない限り、平等 な権利をもって(準)正式修道院長および委任院長(アド・ヌートム) に有効である。

会憲第35条 職務に就く兄弟たち

修道院の種々の職務のために、修道院長は、適任の協力者たちを選任する。神を畏敬する兄弟たちの意見を求めたうえ、副院長、修練長、管理担当者、ならびにその他の職務に就く者たちを任命し、これらの者を信任し自己の責務を分有する。このようにして選任された兄弟たちは、神の掟と修道院長の指示に従い、熱意をもって入念にその務めを遂行する。神の家において、誰一人として心を乱したり、悲しんだりしないためである。

会憲第36条 兄弟たちへの諮問

1

修道院長は、共同体の善にかかわる事柄について、戒律の勧告を心に留めて、進んで兄弟たちの意見を聴く。そのために、修道院集会と特別な顧問会が用いられる。兄弟たちは、聖霊の語りかけへの素直な心をもって諮問に臨み、謙遜に、また率直に自己の意見を述べる。法に別段の定めがない限り、兄弟たちの意見を注意深く聴いた後、最終的決定を下すのは修道院長である。機密事柄に関しては、全員は秘密を厳守する。

無記名投票は、すべての選挙、法が定めたその他の場合、また出席者の一人が請求する場合に行なわれる。投票の算定にあたっては、無効投票および棄権票は算入されない。修道院長の顧問会、あるいは修道院集会の同意を要する事項について、修道院長が有効に行なうためには、それぞれの場合に応じて、絶対過半数あるいは三分の二の同意票が必要である。同意が得られたときには、修道院長は実行し得るが、拘束されない。しかしながら、同意が得られないときには、有効に行なうことができない。同様に、修道院長の顧問会、もしくは修道院集会の意見を聴くよう修道院長に求められている場合には、有効に行なうためにこの諮問は必須である。

規定 36.2. A

投票は、まず審議事項について明確な説明がなされ、熟考し祈る時間をもうけることなしには、行なわれない。

規定 36.2. A .bis

同意を求める[ことが議題である]場合は、三分の二以上の多数票が明示的に要求されない限り、絶対多数による投票が意味 される。

規定 36.2. B

同意を求める [ことが議題である] 投票においては、投票が終了した度ごとに、修道院長は2名の証人と共に投票を計算し、その結果を知らせる。この結果は、集会議事録、もしくは顧問会議事録に記載され、修道院長とこの2名の証人が署名する。

修道院集会の助言あるいは同意を求める場合、上長は投票することができるが、義務ではない。不在者は、通信によっても代理人をたてても票を投ずることはできない。禁域法免除を受けた者は、選挙権および被選挙権を有しない。

規定 36.3. A / 男

本修道会への奉仕のため、あるいはまた会憲第13条第3 項に従って、健康、勉学、隠遁生活の理由で修道院を不在にしている兄弟は、修道院集会の構成者として、選挙権および被選挙権を保有する。しかしこの権利を行使するか否かについては、慎重、良識、責任感を示さなければならない。

規定 36.3. A / 女

本修道会への奉仕、また健康、 勉学のため、あるいは会憲第 13条第4項に従って、隠遁 生活の理由で修道院を不在に している姉妹は、修道院集会 の構成者として、選挙権およ び被選挙権を保有する。しか しこの権利を行使するか否か については、慎重、良識、責 任感を示さなければならない。

規定 36.3.B

本規定 36.3.A 所定の場合を除き、合法的であっても自己の修道 院を 6 か月以上不在にしている兄弟は、選挙権の行使を停止される。

a.

この兄弟が決定的に自己の共同体に戻ることを望む場合、修 道院長は投票権の再行使を許可する前に、自己の顧問会の同 意を得たうえ、不在期間を考慮に入れ、この兄弟に、ある期 間共同体の中で生活するよう要求することができる。

b.

修道院に居住しているが不在の理由により投票権を喪失した 兄弟に、選挙議長は、修道院集会に諮問した後、その投票権 の行使を回復させることができる。

会憲第 37 条 修道院集会

当該共同体に定住誓願を有する盛式誓願者は、上長と共に修道院集会を構成する。会憲に別段の定めがない限り、これらすべての者は集会の審議と決議について選挙権および被選挙権を有する。

規定 37. A

[下記の事項に関して、] 修道院長は修道院集会の三分の二の同意票を必要とする。

a.

会憲第60条に規定された例外の適用を妨げることなく、本修道会の修道士に共同体への定住を許可する場合。

b.

新創立の計画を実行に移す場合。

C.

創立された修道院が自治修道院に昇格する場合。

規定 37.A bis

(準)正式修道院長はまた、自己の(準)正式修道院の上位序列への移行手続きを開始するためには、修道院集会の三分の二の同意を必要とする。

規定 37.B

[下記の事項に関して、] 修道院長は修道院集会の絶対多数票による同意を必要とする。

a.

修練者に有期誓願宣立を許可する場合。

a.bis

他の共同体から来ている兄弟に、有期誓願の更新を許可する場合。

b.

兄弟に盛式誓願宣立を許可する場合。

C.

会憲第44条所定の、財産の管理行為を行なう場合。

d.

母院=子院関係の変更を求める場合(規定73.0 参照)。

e.

誓願宣立後少なくとも3年以上経過した有期誓願者に、準正式 修道院で行なわれる選挙に参与する許可を与える場合。

f.

新創立の企画を開始する場合。

g./ 男

女子修道院の母院となることを受け入れる場合。 (女子規定 73.A 参照)

規定 37.C/ 男

規定 40.B.bis 所定の事態の際、 修道院長の能力について母院 長が調査と確認を行なうため には、修道院集会は同意を表 明しなければならない。

規定 37.C// 女

規定 40.B.bis 所定の事態の際、 修道院長の能力について母院 長が調査と確認を行ない、ま た母院長が総長に対して修道 院長の役務の行使を停止する よう願うためには、修道院集 会は同意を表明しなければな らない。

(訳注参照)

会憲第38条 修道院長の顧問会

共同体統治のため修道院長は顧問会を設置する。この顧問会は、修道 院集会の構成者である数名の兄弟たちによって構成される。

規定 38. A / 男

修道院長の顧問会は、最低3 名の兄弟で構成される。その うち少なくとも1名は、修道 院集会によって絶対多数票で 選ばれる。

規定 38. A / 女

修道院長の顧問会は、最低3名の姉妹で構成される。そのうち少なくとも1名ないし数名は、修道院集会によって選ばれ得る。

規定 38. B

[下記の事項に関して、] 修道院長は顧問会の絶対多数票による 同意を必要とする。

a.

修練期の終了時、または誓願宣立後に適法に退会した兄弟に、

⁴ スペイン語版のみ、本規定条項 3.C は男女共通になっており、女子会憲テキストは男子会憲と同一文である。

修練期を再び課することなく再入会を許可し、また試修期間と その方法を定める場合。

b.

帰院した兄弟に投票権の再行使を許可する前に、規定 36.3. B.a に従い、共同体の中で生活する期間を定める場合。

c./ 男

会憲第13条第3項所定の 場合に、修道院外に居住す る許可をある兄弟に与える 場合。

c./ 女

厳重な禁域の境界を定める 場合。

c.bis/ 男

厳重な禁域の境界を定める 場合。

d.

平和を保つために、ある兄弟に若干の期間他の修道院に赴くことを命ずるよう、規定 60. Bに従い、総長に申請する場合。

e.

ある兄弟に禁域法免除が課せられることを聖座に申請するよう、総長に申請する場合。

規定 38.C

[下記の事項に関して、] 修道院長は、あらかじめ顧問会の意見を聴かなければならない。

a.

志願者に修練期への許可を与える場合

b.

新創立修道院の上長を任命する場合。

C.

新創立修道院の修道士たちを指名する場合。

d.

隠遁生活への召命に従う許可を、ある修道士に与える場合。

e.

有期誓願者に次期の誓願宣立を拒否する場合。

f.

盛式誓願免除のゆるしを申請するよう、総長に求める場合。

g.

盛式誓願者または有期誓願者の除名手続きを開始する場合。

規定 38. D

修道院長は、自己の顧問会と共に、ある修道士の除名の事実を 宣言し、教会法第694条第2項に従って、この除名は法的に確 定される。

会憲第 39 条 修道院長選挙 1/男

修道院長を欠く子院では、母院長が一切の事柄について配慮する。

2/男

修道院長選挙は、修道院集会 と子院の上長たちにより合議 制で行なわれる。法によって 選挙議長である母院長、ある いはその受任者は、神の家に ふさわしい管理者が立てられ るよう、兄弟たちの間に信仰 と識別の精神を喚起する。

規定 39.2. A

新設修道院の自治修道院への昇格時に行なわれる選挙においては、修道院集会の同意により、誓願宣立後満3年以上経過した 有期誓願者にも投票への参余を許可することができる。[この方式は、] 当該共同体が正式修道院に昇格する時まで続く。

1/女

修道院長職空位の際、修道院 の統治は副院長によって行な われる。副院長は、差し迫っ た重大な理由がない限り、何 らかの変更を導入しても、ま た重要な決定もしてはならな い。この場合、必ず修道院集 会と、できる限り、母院長の 意見を聞かなければならない。

2/女

修道院長選挙は、修道院集会 と無期誓願を宣立した外部修 道女によって、合議制で行な われる。法によって選挙議長 である母院長、あるいはその 受任者は、神の家にふさわし い管理者が立てられるよう、 姉妹たちの間に信仰と識別の 精神を喚起する。

規定 39.2.B

共同体の善益が要求するならば、母院長は、選挙を3か月を超えて延期することができ、また共同体が委任院長(アド・ヌートム)制に移行するよう提案することができる。その決定の前に、母院長はまず修道院集会の意見を聴き、また総長の同意を得なければならない。委任院長(アド・ヌートム)としての人物を選ぶ前に、母院長は、再度、兄弟達の意見を聴く。この体制は例外的なものであるから、その期間が3年以上に及ぶ場合、総会が開催される時期に母院長は前もってまず共同体の意見を聴いた後、総会の判断に委ねる。

3

修道士が修道院長に選出されるためには、本修道会において、盛式誓願宣立後満7年以上であることが要求される。

規定 39.3.A

年齢満 35 歳以上であり、かつ、75 歳未満であることが当選要件である。(2014 年総会決定-投票 48)

規定 39.3.B/ 男

本修道会の誓願者である兄弟 は誰でも、修道院長に選出されることができ、必要な場合 には子院の修道院長さえも選出されうる。ただし、その他の修道院の修道院長、(準)正

規定 39.3.B/ 女

本修道会の誓願者である姉妹 は誰でも、修道院長に選出さ れることができる。ただし、 その他の修道院の修道院長、 (準)正式修道院長あるいは委 任院長(アド・ヌートム)を 式修道院長あるいは委任院長 (アド・ヌートム)を除く。お よび総長の男子顧問も修道院 長に選出されることはできな いが、当該共同体の成員であ る場合を除く。

除く。および総長の女子顧問 も修道院長に選出されること はできないが、当該共同体の 成員である場合を除く。

4

修道院長もしくは正式修道院の院長は、任期を限定せずに選出される。 しかし総会が定めた諸条件に従い有期で選出されうる。準正式修道院 の院長は、「創立規定」に従って選出される。

規定 39.4.A/ 男

修道院集会が三分の二の票で 願うとき、当該修道院集会は、 6年任期の修道院長を選出す ることができる。次期以降の 選挙において、当該共同体が 任期を限定しない上長制に戻 らない限り、6年任期の修道 院長を選出するためには、修 道院集会の絶対過半数の得票 で十分である。

規定 39.4.A/ 女

修道院集会の絶対過半数が願 うとき、当該共同体は、6年 任期の修道院長を選出するこ とができる。

規定 39.4.B

選挙議長は、修道院集会に6年任期の修道院長の選出を望むかを、 選挙の前に尋ねなければならない。

規定 39.4.C

有期の修道院長は幾度でも再選され得る。

規定 39.4.D

修道院長職が空位になったときから算定して、少なくとも 15 日の期間を置いて新修道院長選挙が行なわれるが、正当な支障がない限り、3か月以内とする。修道院長職が有期の場合には、任期の満了直後に選挙が行なわれる。

5

無効票と棄権票を除いた投票の絶対多数票を獲得した者を当選者とする。ただし規定39.4.Cを害してはならない。第1回および第2回投票で、絶対多数票が得られないときは、それが得られるまで投票を繰り返す。議長は、共同体の善益のために、修道院集会の同意を得たうえ、投票回数を制限することができる。教会権威者に請願選出するためには、少なくとも三分の二の得票を必要とする。

6/男

選出は総長によって認証される。再選される度ごとに総長の認証が改めて必要とされる。 もし助祭あるいは聖職者でない兄弟が選出されたなら、当該者はできる限り速やかに司祭に叙階されなければならない。司祭叙階を受諾する意志と、また特に、司祭叙階のた

6/女

選出は総長によって認証される。 再選される度ごとに総長の認証が改めて必要とされる。 めに一般法が要求する諸資格 を当選者が有していることを 確認するまでは、総長はその 選出の認証を行なわない。

規定 39.6.A

認証を受けた後、当選者の着座が行なわれ、適当なときに大修 道院長祝別を受ける。

規定 39.6.B

選挙の記録は、できるだけ速やかに総長に送付される。

規定 39.6.C

選挙、着座、また大修道院長祝別は、本修道会儀式書に従って 行なわれる。

会憲第 40 条 辞任

修道院長は、正当な事由に基づき、総会に辞表を提出することができる。 総会会期中でない時には、修道院長は辞表を総会の代理者たる総長に 提出する

規定 40.A

修道院長は、年齢満75歳に達したなら自発的に辞表を提出する。

規定 40.A.bis

年齢 75 歳を超過して請願選出され、その請願選出が認証され

た修道院長は、次期総会に自発的に辞表を提出すべきである。 (2014 年総会の決定-- 投票 49)

規定 40.A.ter

年齢 75 歳での辞表が受理されなかった修道院長は、辞表を再び 次期総会に提出する。(2014 年総会の決定---投票 50)

規定 40.B

修道院長の辞表が提出されたなら、どのような場合にも、母院 長の意見が求められる。またその必要があるなら、当該共同体 の考えが入念に確かめられ、そのうえ、適宜に近隣の上長たち に相談する。

規定 40.B.bis/ 男

何らかの疾病あるいは他の理由(逮捕、拘留又は追放など・教会法第412条参照)によって修道院長が物理的あるいはである。とが阻害されているならば、専門家の意見を聴き、また修道院集会の同意を得て事態を調査し確認するのは母院長の役目である。もし、障害事態が確認されたなら、母院長は総長に報告し、

規定 40.B.bis/ 女

何らかの疾病によって、修道院長が物理的あるいは心理的にその司牧的役務を遂行することが阻害されているならば、専門家の意見を聴き、また修道院集会の同意を得て事態を調査し確認するのは母院長事態が確認されたなら、母院長事態が確認されたなら、母院長されたなら、母院長さの同意を得た上で、経見回言を得た上で、経見回言を得たとの同意を得たとなりによい。

^{5 (}訳注) 英語版男子会憲には本規定 40.A.ter は記載されていない。

総長は自己の顧問会の同意を 得た上で、その修道院長を役 務から解任することができる。

ることができる。

もし、逮捕、拘留又は追放など(教会法第412条参照)他の原因による場合、総長が自己の原因による場合を得て修道に対し役務の遂行を停止するよう、修道院集会の同号に対し役務の遂行を停止をして総長に願うのは母院長の役目である。次いで母院長は委任院長(アド・ヌートム)を任命するか、ある上長を選ぶかを尋ねる。

規定 40.C

本修道会の他の共同体で修道院長職を果たすために自己の誓願 がある共同体を離れた修道士は、辞任もしくは任期終了後の1 年以内に、定住誓願のあった最初の共同体に戻ることができる。

第3章 財産管理

会憲第41条 修道院の財産

1

シトー会の伝統への忠実さは、共同体の定収入を特に労働の実りによって得るよう求めている。各兄弟は、自己の能力と共同体の経済体制に応じて労働に従事することにより、共同体に奉仕する権利と義務を有する。

2

神の家の管理者として、修道院長は、各自の必要に応ずると共に福音の掟に従って、修道院の財産を管理しその使用を掌握する任務を有する。共同体は、社会正義に関する教会の教説に忠実に従い、経営管理においては、いかなる圧力的な機構を支援することを避ける。

3

古来の伝統に従い、できる限りの範囲で、修道院の収入の一部を教会の種々の必要と貧しい人々への援助に割り当てる。

会憲第 42 条 法人

法律上当然、本修道会自身とその各修道院は法人であり、財産を取得、 所有、管理、および譲渡することができる。

会憲第 43 条 通常管理

1

修道院長は、管理担当者を任命し、修道院の通常管理を委託する。通常、修道院長以外に管理担当者だけが修道院名義で、支出および法的行為を有効に行なうことができる。修道院長は、しかしながら他の兄弟たちにも、彼らの権限ならびに財政面における務めを限定した上で、ある分野の管理を委ねることができる。これらすべての責任者は、修道院長に管理会計を報告する義務を負う。

規定 43.1.A

修道院は、所在する土地で使用されている方式に即した会計帳簿をつける。この会計帳簿は、定期的に専門家の判断に委ねられる。

規定 43.1.B

投資を行なうためには、修道院長の同意が必要である。投資は 賢明に管理されなければならない。また、いかなる投機も禁止 される。

規定 43.1.C

いかなる場合であっても、本修道会の会員は「トラップ」、「トラピスト」、ならびにそれらの派生語の使用権を第三者に譲渡することが厳禁されている。各国において固有の民事法によって、これらの名称の侵害、模倣、不法使用をすべて防止し、あるいは中止させるよう尽力する。同時に、いかなる理由があろうとも、修道院名から借用されるか、もしくは、「修道院」、「修道士」、「モナステリー」、ならびにそれに類する用語から合成される称号(商

標、商品名、その他)の使用権を譲渡し、あるいはその使用を 許可してはならない。

2

修道院は、財務顧問会を有するべきである。修道院長は、この顧問会 と共に、定期的に修道院の経済状態を調べる。

3

財産の管理状態は、規定の視察の際に監査を受ける。

規定 43.3.A

修道院の会計帳簿は視察者に提示されなければならない。会計 帳簿は視察者の署名を受ける前に、少なくとも4年に一度、確 かな専門家による監査を受けなければならない。視察者は、修 道院の経済状態が逼迫していると認めたならば、総長に報告す べきである。視察者が受任者の場合は母院長に報告する。

会憲第 44 条 特別管理行為

1

修道院の財産状態の悪化をもたらす恐れのある譲渡もしくは売買は、 特別管理行為と見なされるべきである。法定金額を超過する取り引き の場合、それが有効に行なわれるためには、特別許可を必要とする。

2

それぞれの地域について聖座が定める金額を超過する特別管理行為を行なうためには、聖座の許可を必要とする。誓約による修道院への寄

贈品の場合、または芸術、歴史上貴重な物品の場合も同様である。

規定 44.2.A

聖座の許可が必要とされる場合、修道院集会ならびに総会の同意を得なければならない。

規定 44.2.B

総会に求められるべき許可は、緊急の場合、総長が自己の顧問 会の同意を得て与える書面によって得ることができる。

3

総会は、前第2項の適用外の特別管理行為が有効に行なわれるために 必要な特別許可の最低額を決定する。

規定 44.3.A

総会が定めた最高額を超過する一切の取り引きのためには、修 道院集会ならびに総会の同意を必要とする。また、同金額を超 過する建造物の建築、あるいは取り壊しのためにも同様である。

規定 44.3.B

総会が定める最低額を超過する一切の取り引きをするため、も しくは重大な取り引きを代理人に委託するためには、修道院集 会の同意を必要とする。

第4章 養成

会憲第 45 条 養成過程

1

シトー会の生活への養成は、兄弟のうちに神の似像を、聖霊の働きを 通して回復することを目的としている。神の母の慈しみ深い配慮に助 けられ、兄弟たちは隠世修道院生活の中で進歩し、少しずつキリスト の完全な背丈に達する。

2

隠棲、絶え間ない祈り、慎ましい労働、自発的清貧、独身による貞潔、 従順などは、人間の技ではなく、また人々から学ぶことのできるもの でもない。しかしながら、修道院長の教え、および年長者たちの体験 と英知、また共同体の絶え間ない支えと模範は、兄弟たちにとって、 非常に大きな助けとなり得る。それは、霊的旅路に生じる種々の試練 や変遷にあるとき特にそうである。

3

養成の過程についての共同体の役割は、各兄弟がシトー会の生活様式の本質的諸要素をまったく自己のものにするよう援助することにある。養成を受けている者たちは、自己の責任を自覚し、神から受けた召命の恵みに忠実に答えるように、養成担当者たちと積極的に協力する。この養成は、入会の当初から始められ、生涯にわたって続けられるべきもので、人間的、教義的、霊的面など、多様な側面にわたっている。そして特に修道院長の司牧的役務の中で重要な場所を占めるものと見なすべきである。

規定 45.3.A

本修道会の「養成の指針」が作成され、各地方において、それぞれの修道院の多様な諸状況に適合されるべきである。

規定 45.3.B

この養成を効果的に行なうために、諸修道院は寛大な心をもって助け合う。

会憲第 46 条 入会許可

1

隠世修道院生活を志望する者は親切に受け入れられる。しかしながら、容易に入会は許されない。修道院をしばしば訪問することにより、志望者はその共同体を良く知るようになり、神への道の厳しく険しいことが前もって告げられる。隠世修道院生活が要求する霊的心構え、十分な人間的成熟と健康を志望者が有していると認められるときにのみ、共同体の中に受け入れられる。こうして、この生活を選び取る彼らの望みが神からの召命のしるしであると認められ、かつ心から真に神を捜し求める彼らの意志が確認され得る。

規定 46.1.A

修道院長は修練長と相談のうえ、志願者が教会法上の修練期を 開始する以前に兄弟たちの中で生活する期間を定める。志願者 は、この期間に適した、本修道会の霊的規律についての手ほど きを受ける。

2

他の会の終生誓願者が本修道会に入会するためには、当該者の総長と本修道会の総長が、それぞれの顧問会の同意を得て与える認可が必要である。少なくとも3年間の試修期を終了した後に、有期誓願を宣立することなく、盛式誓願の宣立が許される。この許可が与えられないときには、普遍法の規定が順守される(教会法第684条第2項)。同様に、当該修道士の試修期間中における教会法上の身分は、普遍法が定めている(教会法第685条第1項)。

規定 46.2.A

当該修道士は、まず自己の会を不在にする許可を得た後、[本修道会の] 共同体で少なくとも6か月を過ごす。その後、修道院長は、転属のために必要な許可を得たうえで、当該者に、3年間の試修期を認める。この3年間のうち、少なくとも2年間は、新入会者の養成所で過ごす。修道院長は、試修期をさらに3年延長することができる。

規定 46.2.B

在俗会あるいは使徒的生活の会の会員を受け入れるためには、 聖座の許可を必要とし、その指針を順守しなければならない(教 会法第684条第5項)。

3/男

聖職者の入会許可のためには、 教会法第644条が順守される。

会憲第 47 条 修練長

修練長には、人の魂をかち得るのに適任の者が選ばれる。すなわち、 修練長は思慮深く、隠世修道院生活の精神を十分に習得し、教父たち の英知を若い兄弟たちに伝えることに秀で、彼らの指導の任にあたり 得る者である。

規定 47.A

修練長は、年齢満30歳以上で、本修道会で盛式誓願宣立後少な くとも2年を経過した者でなければならない。

会憲第48条 修練期への許可

修道院長は、修練期への許可を与えるにあたって、法定諸事項を順守する(教会法第 641 条乃至第 645 条)。

規定 48.A

修道院長は、志願者に修練期への許可を与える前に、顧問会の 意見を聴く。

規定 48.B

着衣式は、本修道会儀式書に記載されている。

会憲第49条 修練者の養成

1

修練長は、「修練期を」開始した者たちが、隠世修道院家族に溶け込むように助ける。隠世修道院生活の修業、特に、神の業、レクチオ・ディ

ヴィナ、祈り、労働によって彼らを指導する。修練期中は、彼らの養成の妨げとなり得るいかなる役務も職務も与えない。すべての兄弟は、祈りと模範によって彼らを支え、堅忍するよう励ます。

規定 49.1.A

修練者の養成を一層容易にするため、修道院内のある特定区域を修練者用に割り当てるのがふさわしい。

規定 49.1.B

修道院長と修練長の間には、精神と心ならびに指導方針の誠実で堅固な一致が必要である。これは、修練者の真の養成に不可欠な条件である。両者は修練期の方針を決定し、修道院長はこれを共同体に説明し協力を求める。

2

愛の学舎においてさえ、完全な情緒的成熟を妨げる障害が生じる。したがって、兄弟たちがそれらの障害を克服できるよう、共同体が彼らを援助することは極めて重要である。修練長は、彼らの性格と進歩とを常に識別し、彼らを自己認識へと導く。必要ならば、この分野における専門家の助けを借りる。修練者の養成は、賢明で適任の兄弟たちにのみ委ねる。

会憲第50条 修練の期間

修練期は2年間続く。修道院長は、司牧的な理由によって、修練期を さらに半年延長することができる。修練期が有効であるためには、修 練者は継続して12か月を修練所で過ごさなければならない。この期 間中の修道院不在については、教会法第649条第1項を順守すべきで ある。初誓願宣立を早めることができる。ただし、15日を超えてはならない(教会法第649条第2項)。

規定 50.A

総長は、自己の顧問会の意見を聞いた後、修練期の第2年目を 免除することができる。

会憲第 51 条 有期誓願宣立許可

修練期間中、隠世修道院生活への参与を通して修練者が霊的に成長したかどうかを、注意深く識別する。修練者が真実に神を捜し求め、神の業(わざ)、従順、屈辱に対して熱誠を示し、また、本修道会におけるシトー的な生活を織り成す共同体的な交わりを隠棲と沈黙のうちに健全に生きる適性を持ち、そのうえ、修練者自身が修練期の終了時に自由に願い出るならば、修道院長は、修道院集会の同意を得たうえで、有期誓願宣立を許可する。

会憲第52条 有期誓願

1

有期誓願によって兄弟は、隠世修道院生活に固有の義務を、3年間継続して負う。もしくは1年ごとに2回更新する。修道院長は有期誓願期を延長できるが、さらに6か年を超えてはならない。

規定 52.1.A

有期誓願宣立式は、本修道会儀式書に記載されている。

2

教会法第 668 条第 1-3 項に従い、有期誓願を宣立した兄弟は財産の所有権と取得権を保つが、誓願宣立以前に、自己の財産の管理を他の人に譲り渡し、その財産の使用権およびその収益権から自由であるように措置しておかなければならない。修道院長はこの件について必要な許可を与えることができる。

会憲第53条 有期誓願者の養成

隠世修道院生活の養成は、有期誓願期間中続行する。新誓願者のための養成指針が作成される。それは、彼らがキリストと教会の神秘、ならびにシトー会の霊的遺産についての理解を一層深め、それを生活の中に生かすようになるためである。有期誓願者に与えられる役務と職務が、この養成を妨げることのないよう留意する。

規定 53.A

有期誓願者は、誓願宣立後もある期間、修練所、もしくは修道 院内のある特定区域にとどまることができる。修道院長は、修 道院の資力に応じて、彼らが必要としている援助を与えるよう 配慮する。

会憲第 54 条 盛式誓願宣立許可

有期誓願期の終了時、兄弟は熟慮を重ね、取ろうとしている行為の重大性をよく理解した後、盛式誓願宣立の許可を自発的に修道院長に請願する。修道院長は、その兄弟がふさわしい者であると判断するならば、修道院集会の同意を得た上、誓願宣立を許可する。正当な理由がある場合、盛式誓願宣立を早めることができる。ただし、3か月を超えて

はならない。盛式誓願が有効となる諸条件は、教会法第 658 条に列挙 されている。

会憲第55条 財産の放棄

兄弟は、盛式誓願によって、財産を取得および所有する能力を喪失するので、財産を所有、あるいはその取得権を有しているならば、誓願宣立前に貧しい人々に施すか、あるいは教会法第668条第4項および第5項に従って他の方式で処理する。そして、この放棄を、可能な限り民法上も有効な方法で、盛式誓願宣立前に行ない、かつその効力が誓願宣立の日より生ずるようにしなければならない。この放棄の後に取得される財産は、修道院に帰属する。

会憲第 56 条 盛式誓願宣立

1

盛式誓願宣立によって、兄弟は信仰の精神のうちにキリストに自らを 委ね、聖ベネディクトの戒律による生活を、自己の共同体の中で生涯 にわたって送ることを誓う。修道院長と兄弟たちは、新誓願者が次第 にキリストの姿を帯びて行くよう、祈りと模範によって援助する義務 を認識し、彼を共同体の中に暖かく受け入れる。

規定 56.1.A

修道士の祝別式は、本修道会儀式書に記載されている。

規定 56.1.B

修道院長は、新誓願者が洗礼を受けた場所の主任司祭に、盛式 誓願宣立を通知する。

2

盛式誓願宣立によって、兄弟は、法に定められた権利と義務とをもって、 決定的に本修道会に加えられる。

3/男

誓願文の書式は次の通りであ る。

「わたくし兄弟〇〇は、神の母終生おとめマリアの栄誉のために建てられた厳律シトー修道会本〇〇修道院において〇〇修道院長の臨席のもと、神と諸聖人のみ前において、聖ベネディクトの戒律に従い、定住、回心の生活、従順を死に至るまで誓約いたします」。

会憲第57条 叙階される修道士/男

修道院のため、ある兄弟の司祭あるいは助祭の叙階を望む修道院長は、この件に関する普遍法と特に教会法第1019条第1項、および本修道会の「養成の指針」で言及されてい

会憲第57条 誓願文/女 誓願文の書式は次の通りであ る。

「わたくし (Sr. 修道名 苗字) は、神の母終生おとめマリア の栄誉のために建てられた厳 律シトー修道会、○○修道院 において当修道院の (修道名 る事柄を順守する。司祭ある いは助祭である兄弟は、特別 な方法で共同体に奉仕する理 由により、叙階前に修道院長 は、修道院集会、あるいは少 なくとも顧問会の意見を聴く よう望まれる。 苗字)修道院長ならびに、(修 道名 苗字)母院長の臨席の もとに、神と諸聖人のみ前に おいて、聖ベネディクトの戒 律に従い、定住、回心の生活、 従順を死に至るまで誓約いた します」。

会憲第 58 条 生涯養成

盛式誓願宣立後も兄弟たちは、生涯にわたって「キリストの英知」を 学ぶ。生涯養成は、共同体全体に対しても、また能力に応じて個々の 修道士に対しても与えられる。この養成は、聖ベネディクトの戒律お よびシトー会の遺産に常に基づき、聖書・教父・典礼・神学・霊性の 諸学問の豊かさが用いられる。

規定 58.A

共同体全体の生涯養成には、典礼、修道院長の講話、読書、共同体になされる講義、適切な書籍類を備えた図書室が活用される。修道院長は、各兄弟が固有のたまものに応じて、隠世修道院生活に適した種々の方法により、この養成に積極的に取り組むよう励ます。

規定 58.B

修道院には、よく養成を受けた講師たちが備えられるべきで、 彼らには任務を有効に果たすため十分な時間が与えられる。

規定 58.C

種々の役務や仕事に携わる兄弟たちは、平静な心でその務めを 果たす。修道院長は、彼らが必要かつ有益な技能を修得するよ う配慮する。

第5章 共同体からの離脱と修道院の廃止

会憲第 59 条 司牧的配慮

1

修道院長は、修道院を去る者に司牧的な配慮をもって対処する。何よりもまず、公平な心で、会を去る者のためにも、共同体全体にとっても善となるようにする。

2

退会者や除名者は、果たした奉仕について何ら修道院に請求することができない。しかしながら修道院長は、会を去る会員に対して、衡平と福音的愛徳の諸規範を守らなければならない。

規定 59.2.A

退会者、除名者および共同体の善益を損なわないため、修道院 長は、修道院が所在する国の社会法規に通じていなければなら ない。

会憲第60条 本修道会内の他修道院への転属

誓願者が、自己の定住誓願のある修道院を変更するためには、重大な事由が求められ、また、双方の修道院長ならびに受け入れ側の修道院集会の同意が必要である。しかしながら、創立された修道院が自治修道院へ昇格した際に定住誓願を変更した修道士が、以前誓願のあった修道院に戻る場合には、修道院集会の同意を必要としない。

規定 60.A

盛式誓願者の場合、修道院集会の同意が求められる前に、新規の修道院において少なくとも1年に及ぶ在院生活が必要である。 その同意には三分の二の得票が要求される。定住誓願変更は、 適切な典礼儀式によって表明される。

有期誓願者の場合、その誓願の満期時には更新されなければならないが、この時は新規の共同体に対してなされる。兄弟によるこの誓願の更新は、修道院集会の絶対過半数の同意をもってなされる。

新規の修道院において、少なくとも3年に及ぶ試修期が必要である。この期間の満了時に、修道院長はその兄弟が適格であると判断する場合には、修道院集会の同意をもって盛式誓願の宣立を許可する。

規定 60.B

[当該修道士の] 修道院長が、その顧問会と母院長の同意を得て総長に請願したとき、総長は、この兄弟の意見を聞いた後、修道院の平和を保つため、兄弟を若干期間、他の修道院へ赴かせることができるが、5年を超えることはない。この決定には、受け入れ側の共同体のことを考慮しなければならない。

会憲第61条 他の会への転属

修道士が、他の奉献生活の会および在俗会、もしくは使徒的生活の会への転属を望む場合は、教会法第684条および第685条の規定が順守される。

会憲第 62 条 禁域法免除 1/男

総長は、その顧問会の同意を 得て、重大な事由が存する場合には、禁域法免除のゆるしを与えることができる。ただし、その期間は3年を超えることはできない。また、聖職者については、居住すべき土地の地区裁治権者の同意を得たうえでなければならない。

1/女

修道女については、禁域法免 除のゆるしは聖座によっての み与えられる。

規定 62.1.A

[当該修道士の] 修道院長が、その顧問会の同意を得て母院長に諮問したうえで総長に請願した場合、総長は、自己の顧問会の同意を得て、重大な事由が存する場合には、衡平と愛徳を保って、ある兄弟に禁域法免除が課せられるよう聖座に申請することができる。

2

禁域法免除を受けた修道士は、その新しい生活条件と相容れない義務

から免除される。しかし依然として自己の上長に従属し、かつその配慮のもとにあり、特に聖職者については地区裁治権者にも従属する。本修道会の修道服は禁域法免除のゆるしに別段の定めがない場合には、これを着用することができる。ただし、選挙権および被選挙権を有しない。

会憲第63条 有期誓願者の退会

1

有期誓願の期間中に重大な事由に基づいて修道院を去ることを願い出る者は、総長がその顧問会の同意のもとに与える退会のゆるしを得ることができる。

2

有期誓願の期間を終了した兄弟に対して、修道院長は、正当な事由がある場合に、自己の顧問会の意見を徴して、次期の誓願宣立の許可を拒むことができる。

3

有期誓願者が身体的または精神的疾患にかかった場合、修道院長は、 教会法第689条第2項および第3項を順守する。

会憲第64条 盛式誓願者の退会

盛式誓願を宣立した修道士は、主の前において熟考した極めて重大な事由がなければ、退会のゆるしを請願してはならない。その請願は当該修道士の修道院長に提出され、修道院長は、修道院長顧問会と共に審議した後、自己の意見を添えて総長に提出し、総長はそれを自己及び総長顧問会の意見を添えて聖座に送付しなければならない。聖職者

については教会法第693条が順守されなければならない。

会憲第65条 除名

有期誓願者もしくは無期誓願者を除名するための事由、手続き、結果については、教会法第694条から第704条が順守される。この問題を処理する権限を持つ上長は、上級上長として修道院長とその顧問会、最高統治者として総長とその顧問会である。

会憲第66条 修道院への再入会

修練期の終了後、または有期誓願もしくは盛式誓願宣立後に適法に退会した者は、これに対し修道院長がその顧問会の同意を得て、再入会を許可することができる。この場合、修練期を重ねて行なう義務はない。しかしながら、普遍法の規範と個々の事情を考慮したうえ、新規に課す試修期間及び方法を規定するのは、修道院長の権限に属する。

規定 66.A

新規に課する試修の期間と方法を決定するために、修道院長は 自己の顧問会の同意を得なければならない。

会憲第 67 条 修道院の廃止 1/男

特別な、また継続的な事情の ために、修道院にもはや発展 する確かな望みがないと判断 されるときには、その修道院 の廃止が慎重に検討されなけ

1/女

特別な、また継続的な事情の ために、修道院にもはや発展 する確かな望みがないと判断 されるときには、その修道院 の廃止が慎重に検討されなけ ればならない。総会だけが、 三分の二の票で自治修道院の 廃止を決議することができる。 しかしこのためには、当該修 道院集会での三分の二の多数 票が必要である。また、母院 長の書面による報告書ならび に同意も要求されるが、当該 地の司教の意見を聴かなけれ ばならない。

2/男

ればならない。総会だけが、 三分の二の票で自治修道院の 廃止を聖座に請願することが できる。しかしこのためには、 当該修道院集会での三分の二 の多数票が必要である。また、 母院長の書面による報告書な らびに同意も要求されるが、 当該地の司教の意見を聞かな ければならない。

2/女

規定 67.2.A/ 男

解散された共同体の会員達の 定住誓願は通常、母院になされる。この場合、当該共同体 の修道院集会はそれを受ける ために投票を取る必要はない。

規定 67.2.A/ 女

解散された共同体の会員達の 定住誓願は通常、創立母院に なされる。この場合、当該共 同体の修道院集会はそれを受 けるために投票を取る必要は ない。

第6章 創立

会憲第68条 創立

1

兄弟たちの数が増加するか、もしくは摂理の他のしるしによって促されたときには、兄弟たちは他の地へ隠世修道院生活を広めるよう招かれているのではないかと感知すべきである。創立の可能性について、慎重に、しかし信頼と寛大さをもって入念に検討し、隠世修道院独特の方法で、教会の観想的存在として福音宣教への参与を望むかどうか熟慮する。[諸地方の]新しい教会に隠世修道院生活を伝えるようにとの第2バチカン公会議の要請に対して特別な注意を払う。

2

修道院の創立の過程については、総会によって承認された「創立特別規定」の中に記載されている。

会憲第69条 創立された修道院への配慮

1

創立を承認する諸男子修道院長<mark>および諸女子修道院長</mark>は、この新しく 始められた修道院に対して兄弟的な配慮を抱く。

規定 69.1.A

創立に赴く兄弟たちの人選は、実用面からのみ行なわれてはならず、祈りと識別によってもなされる。

規定 69.1.B

創立された修道院が経済的困難に直面している場合、本修道会 の上長たちは、必要な援助対策を講ずる。

規定 69.1.C

本修道会の上長たちは、特に遠隔地にある諸修道院での養成を援助するよう配慮する。

2

総長は、自己の顧問会の同意を得たうえ、創立された修道院に修練所 を開設する許可を与えることができる。

3/女

新修道院を創立する修道女たちは、創立を行なった修道院と絆を保ち、二共同体の間には、兄弟的な関係として表れる親密さが常に存続するようにしなければならない。

会憲第70条 地方文化への適応

新修道院がどの地に創立されるにせよ、創立者たちは、その地を愛する者となる。隠世修道院生活は、いかなる文化形態、政治・経済・社会制度にも結ばれない。しかしながら、地方文化の建設的な諸価値は、シトー会の遺産の富を豊かにし、それを表現する新しい手段として、可能な限り、受け入れられる。

第3部 厳律シトー修道会

会憲第71条 一致の絆

1

世界のさまざまな地域に散在する、厳律シトー修道会の諸自治修道院は、愛の絆、および共通の教義的・法的伝統によって互いに一致している。

2

[諸修道院の] 男子上長たちと女子上長たちは、各共同体の善のための 配慮の絆によって一致している。

3

上長たちは、総会に参集するとき、この司牧的配慮と本修道会の最高 権威を合議性により行使する。

4

同じ司牧的配慮が、総会の指示のもとに、母院=子院制、規定の視察制度、さらにまた上長たちの種々の会合、ならびに本修道会全体に益となる種々の役務を通して行使される。

会憲第72条 厳律シトー修道会の修道士と修道女

1

厳律シトー修道会の修道士と修道女は単一の修道会を形成する。両者 は同じ[霊的]遺産の伝統にあずかり、相互に協力し、種々の方法によっ

て助け合う。ただし、健全な相違と受けたたまものを補い合うことを 十分に考慮する。

(会憲第72条第2項および第3項は削除)

第1章 母院=子院

会憲第73条 母院=子院制の性格 / 男

「愛の憲章」に従い、シトー会 の諸共同体は、母院=子院の 絆によって相互に一致してい る。この母院=子院制は、伝 統に従って、母院長の職務に おいて法的形態を取る。母院 = 子院制は、具体的に相互の 援助と支援によって表される。

規定 73.A/ 男

創立された修道院が自治修道

/女

「愛の憲章」に従い、シトー会 の諸共同体は、母院=子院の 絆によって相互に一致してい る。この母院=子院制は、伝 統に従って、修道士、修道女 の共同体間の関係において、 特別な法的形態を取る。この 男子修道院の修道院長が、母 院長となる。母院=子院制は、 具体的に相互の援助と支援に よって表される。

規定 73.A/女

総会は、新女子修道院が自治 院に昇格するとき、その事実に昇格するに当たって、その により、創立を行った修道院 の大修道院長が母院長となる。 母院長の指名を承認する。これに先立ち、関係諸共同体はこの件について自己の同意を表明する。この承認は、総会によって創立が受け入れられた時に与えられる。

規定 73.B/ 男

母院=子院関係を変更するすべての場合には、関係諸共同体と総会で討議が行なわれる(規定37.B.d参照)。意見の一致に至らない場合には、総会の決定に従う。

規定 73.B/ 女

創立された修道院が自治修道 院に昇格するとき、母院とな ることを引き受けた男子修道 院の修道院長が、当該修道院 の母院長となる

規定 73.C/ 女

母院=子院関係を変更するすべての場合には、関係諸共同体と総会で討議が行われる(規定37.B.d参照)。意見の一致に至らない場合には、総会の決定に従う。

会憲第74条 母院長

1

母院長は、子院の発展に留意する。子院の自治を尊重しつつ、母院長は子院の修道院長の司牧的任務を助け支えると共に、共同体内の一致を助長する。戒律あるいは本修道会の規則からの逸脱が見出された場

合には、当地の修道院長に諮問したうえで、謙遜と愛の心をもって、 このような状態の改善に努める。

規定 74.1.A

修道院長は、ある兄弟に一時期、他の修道院へ赴くことを命ずるよう総長に申請するにあたっては、母院長の同意を必要とする。

2/男

子院に修道院長が欠けた場合 には、母院長は新しい上長が 3か月以内に選出されるよう 取り計らう。新しい上長の選 挙においては、既得の権利に よって議長となる。必要な場 合は、本修道会の法規に従い、 委任院長(アド・ヌートム) を任命する。

規定 74.2.A/ 男

例外的な場合、母院長は委任院長(アド・ヌートム)に対して、その母院性の権限の行使を委任するよう求めることができる。

2/女

修道院長職空位の際、母院長 は重大な事柄について副院長 の相談を受ける。新修道院長 の選挙においては議長となる。 必要な場合は、本修道会の法 規に従い、委任院長(アド・ヌー トム)を任命する。

規定 74.2.A/ 女

修道院長から辞表願いが提出 されたなら、常に、母院長の 意見が求められる。

(訳注参照)

^{6 (}訳注)スペイン語版は本規定74.2.A を男女共通にしており、男子会憲の文言を女子会憲に適用している。母院性の権限行使の委任であることから、誤記と推測される。

規定 74.2.B/ 男

修道院長から辞表願いが提出 されたなら、常に、母院長の 意見が求められる。

規定 74.2.B/ 女

規定 40.B.bis に従って、母院 長が修道院長の解任の手順に 着手し、また、総長に対して 自己の顧問会の同意を得た上 で修道院長の役務の行使を停 止するよう願うためには、修 道院集会の同意を必要とする。 (訳注参照⁷)

規定 74.2.C/ 男

規定 40.B.bis に従って、母院 長が役務遂行障害にある修道 院長の解任の手順に着手する ためには、修道院集会の同意 を必要とする。

3/男

関係諸共同体の同意を得たうえ、各女子修道院の母院長の指名を承認するのは総会である。母院長の義務と権利については、総会の同意を得たうえ、修道女固有法の中で規定される。

3/女

母院長は盛式誓願式を司式する。規定の視察の期間中は、相談あるいは助言のために、できるだけ面会しやすいようにしていなければならない。規定の視察の際に、母院長は修道院の会計を監査する。

^{7 (}訳注) 前項と同様にスペイン語版のみ本規定上項を男女共通とし、女子会憲に男子会憲の文言を適用している。さらにスペイン語版では、本規定 74.2.B/ 女を規定 74.2.C/ 女として記載している。 -77-

規定 74.3.A/ 女

本会憲の諸条項で定められた母院長の義務と権利の変更は、総会の同意に委ねられる。

会憲第 75 条 規定の視察 1/男

修道院の視察は母院長によって行なわれる。しかしながら、総長も視察を実施することができる。総長、あるいは母院長は、視察を[第三者に]委任する前に、視察を受ける修道院の修道院長の意見を聴く。

1/女

規定 75.1.A/ 男

視察者は、「視察規定」(第9項)

規定 75.1.A/ 女

男子視察者 あるいは女子視察

の規範に従い、視察を受ける 共同体の修道院長の意見を聴いた後に、他の一名を同伴することができるが、[視察を受ける共同体の] 修道院長も自己の共同体の意見を聴く。 者は、「視察規定」(第9項)の規範に従い、視察を受ける 共同体の修道院長の意見を聴いた後に、他の一名を同伴することができるが、「視察を受ける共同体の」修道院長も自己の共同体の意見を聴く(「視察規定」第9項参照)。

2

視察の目的は、その地の修道院長の司牧的行為を強固なものとし、それを補足すること、必要ならば、これを矯正すること、そして、兄弟たちに霊的に刷新された熱心さを持ってシトー会の生活を送るよう喚起することである。そのためには、共同体の積極的な協力が必要である。視察者は、法の諸規範、「愛の憲章」の精神、ならびに総会の指針を忠実に順守する。

規定 75.2.A/ 男

委任による視察者には、自治 修道院の男子上長が任じられ ることができる。また同様に、 男子元大修道院長(正式修道 院長、準正式修道院長)ある いは総長の男子顧問が任じら れることもできるが、これら の場合、総長もしくは母院長 は、視察を受ける修道院の修

規定 75.2.A/ 女

委任による視察者には、自治 修道院の男子上長あるいは女 子上長が任じられることがで きる。また同様に、男子元大 修道院長(正式修道院長、準 正式修道院長)あるいは女子 元大修道院長(正式修道院長、 準正式修道院長)、総長の男子 顧問あるいは女子顧問が任じ 道院長の意見を聴き、修道院 長も自己の共同体の意見を聴 く。 られることもできるが、これ らの場合、総長もしくは母院 長は、視察を受ける修道院の 女子修道院長の意見を聴き、 [視察を受ける共同体の] 修道 院長も自己の共同体の意見を 聴く。

規定 75.2.B

各修道院は、少なくとも2年に一度視察を受けなければならない。

規定 75.2.C

視察者は、視察終了後2か月以内に総長に報告書を送付する。 また、委任された視察者の場合には、母院長にも報告書が一部 送付される。

会憲第 76 条 女子修道院付司祭 1/男

母院長は、女子修道院長と修 道女たちの意見を聞いた後、 女子修道院付司祭および通常 聴罪司祭の職責を果たすため に、典礼と司牧について必要 な知識を有している本修道会

1/女

修道女の共同体は、女子修道院付司祭と通常聴罪師の職責を果たす、本修道会の修道士の奉仕を受ける。母院長は、女子修道院長と修道女たちの意見を聞いた後、女子修道院

^{8 (}訳注) ここではフランス語版と英語版に従ったが、スペイン語版では男女に別個の文言としており、スペイン語版女子会憲では「委任された視察者の場合には」の文言は削除されている。

の修道士を、教会法第 567 条 および第 630 条の規定に従い 地区裁治権者に推薦しなけれ ばならない。 付司祭および通常聴罪司祭の職責を果たすために、典礼と司牧について必要な知識を有している本修道会の修道士を、教会法第567条および第630条の規定に従い地区裁治権者に推薦しなければならない。

規定 76.1.A

共同体へのこの意見聴取は定期的に繰り返される

2

この司祭は、職責上、教会法第566条第1項の権能を有する。典礼の 挙行においては、女子修道院長と共同体に協力する。いかなる方法に よっても共同体の統治に関与してはならない。

規定 76.2.A

女子修道院付司祭は、できるだけ、自己の共同体あるいは他の 男子共同体との絆を保つ。

第2章 上長者の種々の集会

会憲第 77 条 総会

1

定められた時に、すべての男子修道院長とすべての女子修道院長は共 に集まり、自分たち自身と託された兄弟たちと姉妹たちの救霊につい

て討議し、聖なる戒律と本修道会の規則順守に関して、矯正すべき点、 あるいは促進すべき点があるならば、それらに対処する。平和と愛の たまものを相互に新たにし、また本修道会の遺産を保ち、一致を維持 し発展させるよう尽力する。

2

このようにして総会に参集したすべての男子上長とすべての女子上長 は、本修道会の最高権威を行使する。修道士のための法および修道女 **のための法を制定し、その適用について配慮するのは総会の権限であ** る。本修道会全体に関する教会法上の統治権は、教会法第596条第2 項に従って総会に存している。これは教会法第129条第1項および第 2項に従い、女子修道院長たちの協力を得て男子修道院長たちによっ て行使される。

規定 77.2.A/ 男

いかなる兄弟も、総会に対し て、要望や提案を申し出るこ とができる。この要望は、自 己の修道院長、母院長、ある いは地方協議会もしくはその 代表者を通すか、または直接 に総長を通して申し出る。

規定 77.2.B/ 男

総会は、本修道会の会員が、

規定 77.2.A/ 女

いかなる姉妹も、総会に対し て、要望や提案を申し出るこ とができる。この要望は、自 己の修道院長、あるいは地方 協議会もしくはその代表者を 通すか、または直接に総長を 通して申し出る。

規定 77.2.B/ 女

総会は、本修道会の会員が、 必要な際、何ら妨げられるこ
必要な際、何ら妨げられるこ

ることができるよう留意する。 すなわち、母院長、総長、総会、 あるいは聖座に対してである。

となく種々の上訴機関に訴えとなく種々の上訴機関に訴え ることができるよう留意する。 すなわち、母院長、総長、総会、 あるいは聖座に対してである。

規定 77.2.C

総会は、通常3年毎に招集される。

会憲第 78 条 総会の参加者 / 男

総長、自治修道院の男子上長 と女子上長、および総長の男 子顧問と女子顧問は、総会に 参加する義務を有し投票権を 持つ。総会は、本修道会の他 の会員を招待し、さらに彼ら に投票権を付与することがで きる。

/女

総長、自治修道院の男子上長 と女子上長、および総長の男 子顧問と女子顧問は、総会に 参加する義務を有し投票権を 持つ。総会は、本修道会の他 の会員を招待し、さらに彼ら に投票権を付与することがで きる。

規定 78.A

以下の者は総会に出席し、投票権を行使することができる。

a.

新創立の修道院の上長。ただし創立した修道院の修道院長が総 長の同意を得たうえで、総会に招待した場合に限る。

b.

障害により出席できない上長から委任を受けた者。

C.

修道院長職が空位の共同体において、当該修道院集会によって 選出された代表者。

規定 78.B

以下の者は総会に出席できるが、投票権を有しない

a.

各地方協議会[によって派遣された]デレゲ。

b.

中央委員会から招待を受けた専門家とオブザーバー。

c. (削除)

C.

将来の新設修道院のために指名されている上長。

会憲第79条 総会の権限

総会は以下の事項について権限を有する。すなわち、修道院の創立あるいは閉鎖の承認。男子修道院の〔本修道会への〕加入あるいは閉鎖の承認。女子修道院の加入、ならびに聖座に対する女子修道院の廃止の請願の承認。総長の選出及び辞表の受理の承認。また同様に、法規に定められた本修道会(男・女)役員を選出すること、ならびにその役務遂行についての監督、また役員の辞表の受理と必要な場合における罷免、および、男子修道院長と女子修道院長の辞表の受理、もしくは男子修道院長の罷免も総会に帰属する。

規定 79.A

さらに、以下の事項が総会の権限に属する。

a.

聖座へ提出する前に、会憲の諸条項に加えられるべき変更を三分の二の多数票によって決定すること。なお、会憲の真正の解釈は、聖座に帰属する。

a'.

規定 79.A.a の場合を除き、総会によるすべての投票は絶対過半数で票決される。しかしながら **50 名の総会議員**によって、当該件については三分の二の多数票を要求するよう全体集会が予備投票によって議決することを求めることができる。

b.

各共同体の状態についての報告を受け、司牧的配慮を示すこと。

C.

各地方協議会の設置を承認し、本修道会の諸機関において諸地 方協議会が[自己を]代表する方法を定めること。

d.

当該総会と次期総会との間に機能する諸委員会の設置、ならびにその委員の指名と職務遂行の監督。

e.

母院=子院関係の変更と修道院移転の承認。

f.

総会規約を定めること、および男子進行係<mark>あるいは女子進行係</mark> の選出。

g.

「出版に関する規定」の公布。

h.

会憲第44条所定の事柄に関して共同体に許可を与えること。

i.

列福・列聖の手続きを男子請願人/女子請願人へ委任すること。

規定 79.B

母院長が、当該地方の協議会に属する男子修道院長たちに諮問した後、一共同体がもはや「新しい」志願者に養成をほどこすことができないと判断したときには、総会は、志願者を受け入れる権利を次期総会まで停止させることができる。次期総会において再度この件が検討される。

会憲第80条 中央委員会

各総会は、次期総会の準備に携わる委員会を選出する。この委員会は 中央委員会と称され、総長を議長として、総会によって定められた規 約に従って機能する。

規定 80.A

中央委員会は、総会と次期総会との間に一度開催される。また総長もしくは過半数の委員が必要と認めた場合にも開催される。

規定 80.B

以下の者はこの委員会の委員であり、投票権を有する。

a.

総長。

b.

総会の男子進行係あるいは女子進行係。

C.

総会の<mark>男子副進行係あるいは女子副進行係</mark>、および連絡委員会の他の三名の委員。

d.

自己の地方協議会の代表者として同協議会によって選出された (男・女)上長たち、修道士あるいは修道女たちで、この役割 を三期のみ務めることができる。

d bis.

三つの地方協議会(ASPAC – RAFMA – REMILA)からの二人目の代表者。

e.

総長の男子顧問および女子顧問 (規定84.1.8 参照)。

f.

特別な場合に総会により選出された者。

規定 80.C

総長によって招待された他の者もまた、中央委員会の会合に参加できるが、投票権は有しない。

規定 80.D

総長欠席の場合は、総会の**男子進行係あるいは女子進行係**が中央委員会の議長の職務を行なう。

規定 80.E

中央委員会は、諸地方協議会からのすべての発案を調整することによって総会を準備する。

規定 80.F (削除)

規定 80.F

中央委員会は、前回の<mark>総会</mark>の決議事項について暫定的な解釈を 与えることができる。

規定 80.G

ある特殊な場合には、中央委員会は臨時総会を招集するよう、 総長に提案することができる。

規定 80.H

中央委員会は、以下の場合、合議制により過半数で議事を決する。

a.

次期総会の準備に関する諸事項

b.

前回の総会決議事項の暫定的解釈。

C.

臨時総会を招集するよう、総長に提案する場合

規定 80.

中央委員会の開催中、中央委員会は総長の全体顧問会としての機能を果たす。総長は規定84.1.C 所定の諸事項についてこれに諮問する。

会憲第81条 地方協議会

本修道会の諸共同体は、総会により承認された諸地方協議会に加入する。これらの諸地方協議会は、各地域内で、あるいは本修道会全体の中で、相互の交わりと兄弟的協力を育む。修道士と修道女からなる地方協議会を形成することができる。

規定 81.A

(男・女)上長と [共同体の] (男・女) デレゲによるこの集まりは、中央委員会と総会の準備に大いに貢献する。そのうえ、たとえ本修道会全体に関わるものではないとしても、現代の諸問題、もしくは共通の関心事を取り扱う機会となる。

^{9 (}訳注)フランス語男女会憲のみ本条項はここで終わっている。以下の「修道士と修道女から…」は省かれている。

規定 81.B

各地方協議会はその承認の際に別段の定めがなされていない限り、同協議会によって選出された1名の男子上長あるいは1名の女子上長(規定80.B.d および d.bis 参照)を中央委員会への代表者とし、上長ではない1名のデレゲを総会に派遣することができる。

規定 81.C

これらの地方協議会は、他の諸地方協議会との交流を通して、 諸国民・諸民族間の対話をはかり、本修道会共通の遺産がます ます評価されるようにはかる。

第3章 総長の任務

会憲第82条 総長

1

総長は、本修道会の一致の絆として、修道士ならびに修道女の諸共同体間の交わりを促進する。また本修道会の遺産の注意深い保護者、豊かな実りをもたらす養育者たるべきである。まず第一に司牧者であり、諸共同体の霊的刷新の促進者とならなければならない。本修道会全体の状態を把握するためにもっとも有益と判断される頻度に従って、諸修道院を訪問する。このようにして、総長は、各上長および共同体に対して貴重な助けを与えることができる。

^{10 (}訳注) フランス語女子会憲では、この「ゲレゲ」は女性形。

総長は、総会を招集して、その議長となる。自己の顧問会の助けを得て、 総長は、総会もしくは法によって委任された事項、ならびに延期する ことのできない事項について総会を代理する。

規定 82.2.A

総長は、常任顧問たちと共にローマに居住する。総長館に居住する会員たちの隠世修道院生活の規律に心を配る。総長館の特別な生活環境に適合した規定、もしくは内部規約をこの共同体のために作成し、1名の上長を任命する。この上長は総長に[共同体の]統治について報告をする。

規定 82.2.B

総長館は、本修道会全体のために奉仕するものであるから、各 修道院は人材提供の義務を自覚する。それゆえ上長たちならび に諸共同体は、この趣旨の総長の要望に、そのつど快く応じる。

規定 82.2.C

総長は、本修道会の通常の財産管理について責務を有し、それ について総会に報告しなければならない。聖座に対しては本修 道会を代表する。

規定 82.2.D

総長は自身で、または他の者に委任して本修道会のすべての修 道院の規定の視察を実施することができる。たとえ規定の視察 が、母院長あるいはその委任者によって最近なされた場合でも 同様である。

規定 82.2.E

シトー修道院に関しては、すべてにおいて母院長として行為する。

3

総長は、男女修道院長の選出を認証し、総会が開催されていないとき には、総会の代理者として、その辞表を受理する。

4

総長はまた、本修道会の固有法が定めるすべての事項について免除を 与える権限を有する。しかしながら、立法権は有しない。

5

総長は、諸共同体の財産についても、また個人についても、決定を下す権利はない。必要な場合には、暫定的な取り決めのみをすることができる。

6

総長は、本会憲の条項に従い、聖座法による聖職者修道会の最高統治者と法的に見なされる。

会憲第83条 総長選挙

1

総長は、<mark>総会</mark>によって選出される。絶対過半数を獲得した者が選出者 と見なされる。総長は不定任期で選出され、認証を受ける必要はない。 当選者は、用語の厳密な意味において、本修道会の男子大修道院長か、 もしくは男子大修道院院長職にあった者でなければならない。

規定 83.1.A

総長は、年齢満40歳以上でなければならない。

規定 83.1.B

総長は、自己の修道院への定住の誓願を保持する。その修道院においては、総長職と両立し得るすべての権利を正当に行使することができる。現職の男子修道院長が総長に選出された場合は、新任務を受諾した時点において、修道院長職は空位となる。

2

総長職の辞任が有効であるためには、総会によって承認されなければ ならない。

規定 83.2.A

総長は、75歳の誕生日に最も近い時期に開かれる<mark>総会</mark>に辞表を 提出する。

会憲第84条 総長顧問会

1

総長は司牧的職務を遂行するにあたり顧問会の助言を受ける。この顧問会は、修道士・修道女に関して法が規定する諸事項について権限を有する

規定 84.1.A

総長顧問会は5名で構成される。諸地方協議会による推挙を受け、4名、すなわち2名の修道士と2名の修道女が、総会によって選出される。この顧問たちの任期は6年間であり、各総会時に、その半数が改選される。5番目の顧問である修道士もしくは修道女は、各総会時に、総長と既選出の4名の顧問たちによって、3年任期で選ばれる。これらの顧問は、その適性によって選ばれるが、何よりもまず、さまざまな文化への柔軟性によって選ばれる。満40歳以上で、本修道会において盛式誓願後10年を経過した者でなければならない。

規定 84.1.A bis

顧問はその任期中、すべての修道院長選挙に関して被選挙権を 失うが、自己の共同体における選挙の場合を除く。自己の共同 体以外の、他の修道院の委任院長(アド・ヌートム)に任命さ れることはできない。

規定 84.1.B

この顧問会の委員たちは、中央委員会の委員でもある。中央委 員会はその開催中、総長の全体顧問会として機能する。

a.

修道院創立の承認のために、総長は、総長の全体顧問会として 機能している中央員会の同意を必要とする(創立規定)第9項参照)。

規定 84.1.C

[以下の事項が] 法的効力を有するためには、総長は自己の顧問

会の同意を必要とする。

a.

創立された修道院に修練所を開く許可を与える場合『創立規定』 第14項a)。

b.

男子修道院長の辞表を受理する場合。

b.bis.

規定 40.B.bis の規範に従い、障害事態にある修道院長を役務から解任する場合。

C.

教会法による、男子(女子)修道院長の罷免手続きを開始する 場合。

d.

顧問の辞表の受理、ならびにその後任者を選出する場合。

e.

特別管理行為を行なう許可を修道院に与える場合。

f.

特例として、ある共同体に、「神の業」の1つもしくは2つの 小時課を免除する場合。

^{11 (}訳注) スペイン語版は男女に別個のテキストを掲載している。すなわち、スペイン語版女子会憲では「規定 40.B.bis の規範に従い、障害事態にある修道院長に対して役務遂行を停止する場合。」

g.

盛式誓願を宣立した兄弟に、他の会へ転属する許可を与える場合。同様に、他の会の終生誓願者に本修道会への転属を許可する場合。

h./ 男

本修道会の修道士に禁域法 免除のゆるしを与える場合。 ただし、3年を超えること はない。

i./ 男

男子修道院長の依頼により、 ある兄弟に禁域法免除が課 せられるよう聖座に申請す る場合。

j./ 男

有期誓願修道者に、重大な 事由により、その誓願を免 除する場合。

k./ 男

重大な事由により、(準)正 式修道院に対して上位序列 への昇格を許可する場合 (「創立規定」第18項参照)。

h./ 女

女子修道院長の依頼により、 ある姉妹に禁域法免除が課 せられるよう聖座に申請す る場合。

i./ 女

有期誓願修道者に、重大な 事由により、その誓願を免 除する場合。

j./ 女

重大な事由により、(準)正式修道院に対して上位序列への昇格を許可する場合(創 立規定)第18項参照)。

k./ 女

緊急の際に、新設修道院を 閉鎖する場合(「創立規定」 第20項参照)。 I.

緊急の際に、新設修道院 を閉鎖する場合 (「創立規 定」第 20 項参照)。

(訳注参照)

規定 84.1.D

【以下の事項について】総長は、自己の顧問会の意見を聴かなければならない。

a.

修練者に修練期の第二年目を免除する場合。

b.

本修道会から委任を受けた列福・列聖の手続きを推進する請願 人を任命する場合。

C.

盛式誓願宣立修道士について、退会のゆるしの請願を聖座に送付する場合(会憲第64条)。

d.

修道士について、禁域法免除のゆるしの請願を聖座へ送付する 場合。

^{12 (}訳注) スペイン語版は k 項および l 項については男女共通にしているが、フランス語版と英語版では男女に固有の文言を掲載している。

規定 84.1.E

総長は、修道士の除名の手続きについては、証拠および弁明の 論証を審議するにあたり 自己の顧問会と共に合議性によって これを行なう。その決定は、秘密投票によってなされなければ ならない。

規定 84.1.F

総長は、規定の視察の報告書を顧問たちに提示する。

規定 84.1.G

総長は自己の顧問と共に、各修道院の資力を考慮に入れたうえで、総長館維持費の分担額を定める。総長館の会計報告の要約が総会に提示される。

規定 84.1.H

顧問のうちの1名が通常総会ごとに選出され、総長の権限のもとに、次期の総会まで、聖座に対して総代理の職責を果たす。総代理は、取り扱った事柄について総長に報告義務を負う。総長、もしくは少なくとも依頼者の上長の承認なしには、本修道会のどの会員のためにも聖座に対していかなる権利もしくは恩典を申請してはならない。

規定 84.1.1

総長に職務遂行上、障害のあるときは、総代理が通常の実務を 取り扱う。

規定 84.1.J

特別な場合、総長はローマに非居住の1名の特別顧問を、当該件の存する地方の男女修道院長の間から選んで任命することができる。総長の判断により、この女子特別顧問もしくは男子特別顧問は、総長顧問会の集まりに投票権をもって招待されることができる。

会憲第85条 シトー修道院の大修道院長

総長死去の際には、シトー修道院の大修道院長は本修道会を統治し、 3か月以内に中央委員会を招集する。中央委員会は、新総長を選挙す る総会開催の時期と、そのプログラムを決定する。

規定 85.A

総長欠席の場合は、シトー修道院の大修道院長が総会の議長と なる。

規定 85.B

総長が病気もしくはその他の理由でその職責を十分に果たせなくなった場合、専門家に相談して、その状態を調べ、事態を確認するのは、シトーの大修道院長の責務である。事実を確認したならば、直ちに総代理に報告し、その同意を得たうえ、1か月以内に中央委員会の委員とその対処について相談する。

規定 85.C

シトー修道院の修道院職が空位のときには、シトー修道院の最も古い子院の大修道院長が代行する。

会憲第86条 聖霊の喜びをもって

以上が、厳律シトー修道会の修道士(と修道女)¹³のための会憲と規定である。兄弟(と姉妹)たちが、兄弟愛と教会への忠誠のうちにこれらの条項を順守しつつ、シトーの元后、幸いなおとめマリアの助けのもとに、完全な愛に向かって喜びに満ちて前進するよう、神が慰め主の息吹きをもって力づけてくださいますように。

¹³ 英語版は「以上が、厳律シトー会の会憲と規約である」。スペイン語版は「以上が、厳律シトー会の修道士と修道女のための会憲と規約である。」